

共同研究・法律事務職の可能性

仁木恒夫
麻田恭子

序 チームワークの中の法律事務職への視角——仁木恒夫
民事紛争処理過程における新しい職域をもとめて——麻田恭子
むすびにかえて——仁木恒夫

序 チームワークの中の法律事務職への視角——仁木恒夫

はじめに

本共同研究は、法律事務所において、法律事務員がどのような役割を果たしうるかを検討するものである。従来、弁護士の紛争処理活動について論じられる際には、まさに「弁護士の活動のみ」を中心に考えられていたのではないか。もちろん、弁護士資格があれば、法律業務を弁護士一人で遂行することも可能である。しかしながら、現実

の弁護士業務は法律事務所のなかでスタッフである法律事務員の協力を得て遂行されている。また、そうすることで法律事務所の合理的運営が可能になつてゐるのである。弁護士の紛争処理活動のあり方もこの法律事務員との関係に規定されてくる部分が大きいのではなかろうか。

こうした弁護士業務の実情にもかかわらず、法律事務員が法律事務所でどのような活動を担つてゐるかを報告あるいは検討するものはほとんどあたらない。そこで、本共同研究は、この法律事務員の活動の一端を明らかにすることを目的とするものである。弁護士業務がより広い利用者のニーズに応じていく体制を確立するためには、今後いつそう法律事務員の役割が重要になつてくると考えられる。もちろん、法律事務員という職種は独立では存在し得ない、弁護士の補佐をおこなうなかにその存在意義を見出すべきものではある。そのことを前提としながらも、法律事務所の総合力のなかでどのような領域に法律事務員の活躍の場があるのだろうか。

本共同研究の主要部分は麻田恭子氏の分担執筆部分の「民事紛争処理過程における新しい職域をもとめて」である。麻田氏はそこで法律事務所における法律事務員の活動について具体的紛争事例の処理過程を素材に非常に生きいきと叙述している。そこには今後の法律事務員論に対して豊富な手がかりが散見されるだろう。以下では、そのすべてを包括的に解説することを目的とするのではなく、一つの観点を提供することを試みる。⁽¹⁾

一 専門能力の有無を超えて

ごく図式的に整理すれば、法律事務職の業務は一般的事務に傾斜したものかそれとも弁護士業務の一部を肩代わりした専門的事務に傾斜したものかに分類することができる。一般的事務とは来客の接待やコピーなどをさし、専門的事務とは保全や担保取消の手続準備などがあげられる。それは専門能力の有無を基準とした分類ということができるよ

う。しかしながら、「依頼者により良い法的サービスを提供する」という観点から法律事務所のあり方を構想しようとすると、法律事務員の業務はこの二項対立的な類型のみで把握することが適切なのだろうか。

まず前者である。依頼者の接遇や受付といった業務は、場合によつては他業種と差異のない機械的な一般事務のように考えられる。弁護士の考え方次第ではあるが、そこではあえて法律事務員が事件の内実を詳細に知る必要はないとも捉えられよう。もちろん法的知識を習得する必要はない。法律事務員も他業種の一般事務員と同様に数年で事務所を辞めていく。容易に代替可能な仕事なのである。他方、そこでは弁護士は事案処理に関して非常に多くの時間を割かなければならない。当然であるかのように思われるかもしれないが、現場ではそれは決して容易に実現するものではない。依頼者から事件を受けて、その事件にとつて重要な事柄が弁護士の都合ですぐに出揃うわけではないからである。事件の全体像を捉えていくには、時間をかけて依頼者から話を聞き⁽²⁾、その都度必要な資料を収集するような作業が必要になつてくるだろう。そうした作業を弁護士がすべて担つていくことは多くの場合、現実的に不可能なのではなかろうか。

多忙な弁護士業務を合理化する体制を作るべきである。こうした議論のなかで後者の延長にあるパラリーガル論が浮上する⁽³⁾。弁護士が独占している法律業務のうちに序列化をはかつて、そのなかでも重要性が高くて事案の帰趨に大きな影響を及ぼす判断を必要とするものについては弁護士が引き受けるが、そうでないものについては法律事務員が処理してもよいのではないか。最終的には弁護士が責任を負うが、一定の範囲内では法律事務員が裁量的に処理してもよい業務領域もある。こうした主張である。ただし、法律事務所では人員構成や業務量などが流動的であることを考慮すると、弁護士と法律事務員との間のこうした分担が固定的に継続することはいえない。業務を続けていくうちに、法律事務員も知識技能を向上させて、裁量を要する専門的事務をおこなう領域をいつそう拡張していくことも考

えられる。そして本来弁護士が担うべき作業をも法律事務員が侵蝕していく可能性もあるのではないかろうか。⁽⁴⁾ そのことは、ひいては依頼者の利益をも侵害しかねないのである。

一概に一般的事務と専門的事務のいずれが優れているかということはできない。いずれに力点を置いた業務遂行体制もそれぞれの法律事務所のあり方次第で、十分に力を發揮するかもしれないし、逆に作業が滞つたり不当な法的業務をおこなってしまう危険性もある。法律事務所の合理的運営を支える法律事務員のあり方を構想していくためには、この峻別論とはまた異なった次元での工夫が必要なのではなかろうか。

二 法律事務所のコミュニケーション体制

弁護士と法律事務員との業務遂行上の関係についての捉え方の一つとして、弁護士から一方的に必要な個別作業を指示していくという態様が考えられる。一般的事務であろうと専門的事務であろうと、法律事務員が担う役割は弁護士からその都度命じられた個別作業の迅速な遂行ということになる。ただし、弁護士のエリート意識が不當に強い場合⁽⁵⁾、法律事務員は「雑用係」程度の位置づけしか与えられないだろう。そうした職場では、法律事務員は弁護士の都合にあわせた断片的な個別作業を処理するという活動形態をとることになるものと予想される。

しかし、弁護士の都合に応じた一方的な命令による業務の遂行は、「依頼者により良い法的サービスを提供する」という観点からいって、必ずしも良い結果をもたらさないのではないだろうか。来客の応接にしろ書類コピーにしろ、命令により断片的な一般的事務のみを担当させられる法律事務員は、仕事に対する意欲をもつことは難しいだろう。また債務整理などの専門的事務においても、弁護士が多忙になれば法律事務員に事件の丸投げに近い処理がおこなわれる危険性もある。弁護士と法律事務員との間に「一方的な命令」程度の希薄なコミュニケーションしか存在しない

場合、法律事務所の適正かつ効率的な運営に支障をきたすことになるのではなかろうか。

そこで「依頼者により良い法的サービスを提供する」ためには、法律事務所が全体として協力体制をつくりあげておくことが有益であると考えられる。一般的事務にしても専門的事務にしても、法律事務員が自分のうちにその意味づけをおこないながら、弁護士の指示監督に従つた作業をすすめるべきなのである。そのためには、弁護士はもちろん法律事務員もふくめて法律事務所全体として紛争処理業務にあたつているという意識の共有と、それを実現する仕組みが必要になる。したがつて、法律事務所で受ける大量の案件のうち、ときには具体的な事件とのかかわりにおいて法律事務員の個別作業を確認していくこともとめられるのではなかろうか。そのなかでこそ、法律事務員が遂行している個別作業の意味づけがおこなわれ、その適正さが反省される。すなわち、法律事務所内において弁護士と法律事務員間でのコミュニケーション体制を確立することが⁽⁶⁾、法律事務員の職業動機を高め、個別業務の適正をチェックしながら合理的な運営を達成することになると考えられるのである。

本研究では、とくにこの弁護士とのコミュニケーションを前提に、法律事務員が紛争処理過程にかかわっていく可能性を考えてみよう。

三 弁護活動過程における法律事務員の役割

すでに述べたように弁護士は限られた時間で依頼者に応接し、事件処理の見通しをたてることになる。しかしながら、限られた時間で依頼者から伝達される情報は必ずしも十分ではない。弁護士が判断材料として必要とするような重要な情報はある程度時間をかけて依頼者と向き合い、依頼者からの信頼が獲得されたうえで小出しに顕現してくる。もちろん弁護士がその作業を担当することが望ましいのかもしれないが、一般的に言って現実には不可能であるし、

無理にそれを実践しようとすればかえって依頼者を急かすような雰囲気を漂わせることにもなる。

そうした弁護士の制約を補完していくのが法律事務員の活動ではなかろうか。弁護士に代わって法律事務員が依頼者の未分化で未整理なままの紛争の物語について時間をかけて聞き取る。そのなかで依頼者も、徐々にこの「法律事務所」に対する信頼を形成し、心強さを感じると共に、自分の紛争について冷静にみる姿勢ができるくるのではないか⁽⁷⁾か。依頼者から得た情報はもちろん弁護士にうまく伝達されなければならない。依頼者の物語は、たとえば法律要件には不要な部分が少なくないだろう⁽⁸⁾。けれども、法律事務員からの情報をもとにして、依頼者が真に求めているものやその思いをふまえることで、依頼者に対する発せられる言葉やふるまいからは大きく変わるものではなかろうか⁽⁹⁾。そしてそのことが、依頼者の弁護士に対する、ひいては司法制度による紛争処理の結果に対する、納得や満足を高めたり、あるいは減殺することにもなるであろう。

ところで、法律事務員が弁護士の指示によつて事案に関連する法規や判例の調査をおこなうことはあるだろうが、ここにみたような法律事務員の活動は法と関係があるといえるのだろうか。法律要件には直結しなくても弁護士が紛争処理のために必要な情報を、法律事務員が依頼者との丁寧な面接のなかで獲得していく。それは一見法と無関係な擬似カウンセリングのように思われるかもしれない⁽¹⁰⁾。しかしけつしてそうではない。紛争処理のポイントをはずさないためには、いまこの依頼者の紛争がどのような法的問題として構成されるのか、そして実務上どのようなことが重要になつてくるのか、そうした観点を維持しながら応接することが必要なのである。また弁護士がどのような枠組で考えているかについての理解があることが、弁護士に対する情報伝達もスムーズに遂行されるに違いない。したがつて、以上のような法律事務員の一連の活動には相応の法的な知識技能が必要になつてくるだろう。

ここには、従来、必ずしも明確に意識されてこなかつた法律事務員の重要な活動領域がある。それは、法律事務員

は法的専門技能を習得し発揮すべきか否かという単純な役割分業ではとらえきれない活動である。依頼者の紛争に入り込み支援していくし、そのために相応の法的知識も必要となってくるが、けつして弁護士が担うべき活動領域を属領化していくものではない。すなわち、法律事務員こそが、弁護士の考えも依頼者の事情も把握し、そのうえで両者の認識理解とをすり合わせていく、いわば「橋渡し役」としてわきまえた活動することが期待されるのである。このような橋渡し役としての法律事務員の活動を可能にするためには、法律事務所における法的サービスの提供はチームワークでおこなうことであるという視点から、弁護士と法律事務員との間のコミュニケーション体制を構築していくことが必要になるだろう。裁判所においてはすでに裁判官と裁判所書記官との間のチームワークが実践されている。⁽¹⁾ 法的紛争処理に携わる法曹としての弁護士においても、裁判所と同じように、法律事務所でのチームワークを考えることがあつてもよいのではなかろうか。

以上、弁護士と依頼者との間で橋渡し役として活躍する法律事務員の役割について一つの観方を描いてきた。ここで示したのは「一つの観点」にすぎない。本共同研究の主要部分を構成する以下の法律事務員・麻田恭子氏の実践についての紹介は、具体的な事件処理の流れに即して法律事務員の新たな役割への豊富な手がかりを与えている。

- (1) 筆者により包括的な法律事務員論を論じる場としては別稿「法的サービスの提供と法律事務員の活動」を予定している。
- (2) 龍崎喜助『裁判と義理人情』(筑摩書房、一九八八年)二八八頁には「弁護士はストレスの塊である」とされており、次のような記述が見られる。「弁護士は依頼者の話に忍耐強く耳を傾けなければならない。当然のことである。しかしそれでは、どれほど時間があつても足りない。田舎の人は、通りかかったからちょっと寄つてみた、と言いながら突然やつてくる。そして一時間から二時間もの間、相手がいかに嘘つきで悪い人間であるかを、とうとうとまくしたてて帰る。アポイントメン

トなどという言葉は通じない。帰つてから一時間ぐらいは、頭の働きがとまつた状態となる。そして続きの書類を、と思っていると電話が鳴る。夕食を終わつてほつとしていると、「今晚は。先生いる?」また正義がやつてくる。かくて弁護士はストレスの塊と化していく。依頼者の言い分に十分に耳を傾けることの重要性は多くの弁護士も認識しているところと考えられるが、龍崎の記述はそれがいかに困難なことなのかをリアルに伝えている。

(3) 永尾廣久「『パラリーガル』（分野制・一級秘書）の実現をめざして」自由と正義五〇巻九号（一九九九年）三八一四九頁、日弁連第一回弁護士業務対策シンポジウム報告資料『第二分科会 パラリーガル（分野制・一級秘書）の要請と活用—法律事務所活性化の一方策として』（一九九九年一月五日シンポジウム資料）など参照。

(4) 法律事務員の非弁活動関与の危険性については日本弁護士連合会弁護士倫理に関する委員会『注釈弁護士倫理〔補訂版〕』（有斐閣、一九九六年）五三一五五頁参照。

(5) Richard Wasserstrom, "Lawyers as Professionals: Some Moral Issues", *Human Rights* Vol.5 (1975-1976), pp.1-24では、弁護士がプロフェッショナルであるという役割規定から、法的サービス提供の場面で相手方や広く第三者を害する虞があることと、ときに自分の依頼者さえも一人の人間としてではなく「解決してあげる対象」であるかのように扱う対応が生じるとして厳しく批判している。筆者は、わが国においても弁護士にそのようなプロフェッショナル性に付随する危険性があると考へていて。そうであるとすると、弁護士の権力的な抑圧性は、法律事務員との関係でよりいつそう發揮されるのではなかろうかと危惧される。こうした弁護士にとって法律事務員は「雑用係」にすぎなくなるものと考えられるのである。この点、まさもとみやと『ザ弁護士』（東京図書出版会、一〇〇一年）九五頁参照。

(6) 法律事務所もふくめて法的サービス提供の場でのチームワークを論じるのとして伊藤博「チーム法務における協働マネジメントの基礎技術」判例時報一六〇四号（一九九七年）一一頁参照。

(7) 和田仁孝「法的紛争解決」観念の揺らぎ—訴訟利用期待の構造と変容」宮澤節生＝神長百合子編『法社会学コロキウム』（日本評論社、一九九六年）一六九一七八七頁では、依頼者の法的解決への期待が一方で冷静に限界を意識しつつも、他方で過大な要求をもふくむものであるというアンビヴァレントな性格をもつものとして分析されている。そもそも自力で解決できずに法専門家の処理にゆだねようとするわけだから、法制度への当事者の期待は過大なものをおくる可能性は十分に考えられよう。こうした当事者が法的処理の限界を受け入れていくことは容易ではないだろう。この点、たとえば不法行為の領

域においては紛争当事者のニーズが「金銭賠償の原則」のうちに収まらないことを指摘し、視界の拡張を図ろうとする議論として棚瀬孝雄「不法行為責任の道徳的基礎」、阿部昌樹「法的思考様式と日常的道徳意識—不法行為における金銭賠償の原則をめぐって」、和田仁孝「交渉的秩序と不法行為訴訟」、松浦好治「不法行為をめぐる法的言説と日常の言説」以上棚瀬孝雄編『現代の不法行為法 法の理念と生活世界』（有斐閣、一九九四年）所収参照。

(8) 阿部昌樹『ローカルな法秩序』（勁草書房、二〇〇二年）は、規制行政を「紛争変容装置」と捉えて京都市のマンション建設紛争を分析するなかで次のように指摘する。規制行政は「紛争処理制度が受容しうる紛争と拒絶すべき紛争とを識別する規準として機能する規範群の総体」としての「イシュー確定規準」に基づいて紛争を変容させる。マンション建設会社とそれに反対する住民との紛争は、開発審査会に対して「開発許可」をめぐる審査請求をおこなうことで、住民と行政との紛争に変換された。しかしながら、当初の紛争は制度レベルに回収され尽くすことなく、建設会社と住民との対立は社会的レベルに残存しつづけたのである。というよりも住民にとつては制度外解決に対する関心こそが重要であり、この建設会社との社会的レベルでの紛争が沈静化することと、制度レベルでの紛争が取り下げられたとされている。すなわち、紛争当事者にとっては、法的に処理される部分も、この社会的次元での紛争処理にとつて有用であるか否かの観点から評価されるものなのである。したがって、法専門家は法的に収容し尽くせない部分にも配慮することが必要になつてくるのではないか。

(9) 弁護士の提供する法的サービスは判決三段論法では捉えきれず、状況的判断がきわめて重要であることについては David Luban, "The Nobless Oblige Tradition in the Practice of Law", *Vanderbilt Law Review* Vol.41 (1988), pp.717-740. ものではかく Brandeis が説いた抽象的推論能力と経験的鋭敏さとを結合させて共通善を害しないような依頼者支援を可能にする Progressive Professionalism の再生が主張されている。そこには具体的な文脈での妥当性を捉える裁量的判断が含意されているといえよう。そしてそうした判断をおこなうためにはできるだけ詳細な紛争の事情を踏まえておくことが有益であると考えられる。

(10) 弁護士と依頼者との関係をカウンセリングと類似するものとして捉えるのは和田仁孝『民事紛争処理論』（信山社、一九九四年）二三〇一二三七頁である。和田は、弁護士のカウンセリングによって、当事者が冷靜になり提供された法知識を利用していく活力を取り戻していくとする。法律事務員にはこの法知識を提供するという活動は許容されていないが、それでも本論で述べているように、一定の法知識を必要とするのではなかろうか。

(11) その代表的なものとして井上正三・高橋宏志・井上治典『対話型審理——「人間の顔」の見える民事裁判』(信山社、一九九六年) 参照。

民事紛争処理過程における新しい職域をもとめて——麻田恭子

序

日本国民の大多数は、「裁判」もしくは「訴訟」という言葉に対しあまり良いイメージを持つておらず、まして、訴訟当事者になつた経験のある人は少ないだろう。また、できれば今後も訴訟とは関わりを持ちたくないと思つている人が多いと考えられる。そして、裁判所は冷たく閉ざされた機関であると感じ、弁護士あるいは法律事務所に対しても不透明な感覚を抱いている国民が多いのが現状のようである。しかし、民事訴訟は少しずつではあるが間違いくそその形を変えている。裁判所では書記官の権限増大などを中心に機構改革が進んでおり、また、一部の弁護士は新たな問題意識の下に事務所の体制を刷新したり当事者の訴訟への関わり方を工夫するなどし、開かれた司法を目指すようになってきている。

私は、ここに、実在する法律事務所で実際に扱つたある医療過誤訴訟事件を紹介し（ただし、当事者等はすべて仮名）、その紛争がどのような体制の下でいかに処理されたのか、関係者が紛争の処理にどのように係わつたのかをできるだけ正確に再現することにより、一部の法律事務所では、弁護士と職員そして当事者が一体となり、意欲的に公正な民事紛争処理手続の実現に取り組んでいることを多くの方に知つて欲しいと考えている。

本稿で紹介しようとしている事件を扱つた弁護士は、港区赤坂のアメリカ大使館の近く、東京地方裁判所から徒歩

約一五分の場所に、三〇坪程度の事務所を構えている。弁護士登録をしてから二〇数年になる五〇代半ばの彼の事務所は、彼以外に、勤務弁護士一名、主に民事訴訟を担当する秘書A、その他一般事務を担当する秘書一名、以上合計四名から構成されている。一般民事事件（四ツ谷・神田のクレ・サラ相談も含む）が主な仕事であるが、国選・私選の刑事事件や特許事件などをも扱う、いわゆる「なんでも屋」の「町弁（マチ弁）」であり、我が国におけるもつとも一般的な事務所の形態を呈している。その法律事務所で訴訟を受任する場合の多くは、二名の弁護士が連名で受任し、各事件ごとに主任弁護士が決められ、その主任弁護士が訴訟をリードしていくことになる。しかし、それぞれの弁護士が単独で事件を受任することもあり、これから報告しようとしている医療過誤訴訟に関しては、所長であるK弁護士が一人で受任し、民事訴訟を主に担当している秘書のAが、弁護士と当事者との橋渡し役として積極的に手続に関与している。弁護士に加え、事務所職員あるいは当事者の訴訟への係わり方という点から見て、従来型の民事訴訟とはかなり異なる紛争処理手続が行われているが、法律事務所における新しい職域という観点から、特に秘書Aの職務の範囲に注目をして、訴訟の進行状況を追つてみたいと思つていてる。

一 電話による依頼の打診

平成二二年三月二三日、K事務所の訴訟担当秘書であるAは、K弁護士とAとの共通の知人に紹介されたという井上弘一（以下「弘一」という）と名乗る男性からの電話を受けた。弘一は、現在彼が抱えている問題を解決するためには、これまでに二回弁護士に接した経験があつたが、その二回の経験から、弁護士に対して強い不信感を抱くようになつていた。しかし、信頼できる知人に「K事務所に連絡をとり、これまでの成り行きを話し、これから先どうしたらいいのか相談してみたらどうか」と助言され、あまり期待せずに、またある程度の警戒感を感じつつK事務所に電

話をしてみたものである。

弘一は、Aに、知人の紹介であることを告げた後、相談したい内容について話し始めた。K事務所では、相談または委任依頼のための電話があつた場合で、依頼者が特に拒否しない時には、Aが予め電話で事案の概要等を聞くことが多い。前もつて事案の概要を聞くことにより、①初回の相談にどのくらいの時間を要するか予測をたて、②訴訟を提起するのかADRを選ぶのかにつき大体の検討をつけ、③依頼者が原告側なのか被告側なのかを知り、④ある程度事案を整理し書面で弁護士に報告をしておくことにより初回の打ち合わせ時間を短縮するようにし、⑤初回相談の際に必要な書類・その他がある場合には前もつて依頼者にそれを伝え、⑥必要な場合には事件に関する学説や判例の動向についてあらかじめ下調べをしておく、等々の下準備が可能になるためである。

Aは弘一と約二〇分ほど電話で話しをしたが、弘一がどのような問題を抱えており、K法律事務所に何をして欲しいと希望しているのか、概略理解することができた。Aは、弘一と弁護士の予定を調整し、一週間後の同年同月三〇日に打ち合わせの予定を入れた。弘一が電話の中で何度も口にした「パーキンソン病」という病気について、Aは何も知識を持っていなかつたため、打ち合わせまでにある程度の知識を得ておきたいと考え、一週間の猶予期間をとつたものである。

弘一は原告本人ではなく原告井上キミの長男である。本件において、被告に対し強い反感を感じ、訴訟を提起したいと希望していたのは、原告本人よりむしろ弘一の方だったようであり、また、原告本人であるキミは高齢のうえパークソン病による身体上の障害があるため、長時間の外出や単独行動が難しい。そこで、被告病院の対応やキミの病状等について最も詳しい弘一が、キミに代わってK弁護士やAと打ち合わせをし、紛争処理に関する手続の多くを進めることになった。

二　電話で井上弘一が語った事案の概要

本件原告であり弘一の母であるキミは、平成二年一月一五日頃、自宅の階段で転倒した。キミは数年前より手指に振戦（ふるえ）が見られると共に、単独で歩行するのが困難であったが、転倒を機に症状がより悪化した。そこで、数日後の同年同月一九日、近くの救急病院で受診したが、入院が必要な状態であるにも係わらず空室がないとのことで、本件被告である北山病院を紹介された。キミは、被告病院で骨粗鬆症であると診断され、同年一月二〇日、同病院に入院をし、そこで投薬とリハビリを繰り返し施された。しかし、なかなか回復の様子が見られなかつた。キミが被告病院に入院してから三ヶ月近くが経とうとしていた四月四日、弘一は新聞でパーキンソン病についての記事を読み、それがキミの症状に酷似していることに気付いた。弘一は、キミの担当医に対し、キミがパーキンソン病に罹患しているのではないかと質問をし検査の依頼をした。しかし、同年四月二三日、担当医から検査の結果その疑いはないとの回答を得た。入院生活は約三ヶ月になつていたが、症状は改善せず、キミは入院中の全期間にわたりオムツを使用しほぼ寝起きの状態であつた。同年五月初旬には、被告病院が長期療養型の病院ではないことを理由に病院側から退院を迫られると共に、被告系列の有料老人ホームを紹介された。しかし、老人ホームの利用料金が非常に高額だつたため、弘一はキミを受け入れてくれる病院を必死に探し、同年五月二十五日、キミを訴外江東病院に転院させた。キミは、訴外江東病院に転院したその日のうちにパーキンソン病であると診断され、直ちに抗パーキンソン病薬の投与を受け、その後、症状は劇的に軽減した。

弘一は、キミが被告病院に入院中から、その対応の悪さを不快に思うと共に、診断や治療に不信を抱いていたが、江東病院での診断・治療の結果直ちにキミの症状に大きな変化が現れたことを目の当たりにして、被告病院にパーキンソン病を看過した誤診があつたことを確信するに至つた。そして、せめて被告病院が己の誤診を認め、長期間苦痛

を強いられたキミに詫びると共に、今後このようなことがないよう充分に反省をして欲しいと強く望むようになった。

弘一は、同年九月一〇日、被告病院に電話をして、以上のような弘一の希望と考えを述べたが、病院側は電話での問い合わせには一切応じられない旨回答した。正直なところ、弘一はその時病院に対して具体的に何をして欲しいと望んでいたのか、自分でもよくわからなかつたが、とにかく、弘一の方からパーキンソン病ではないかと質問をしたにも係わらず誤診をした被告病院に対し何らかの形で怒りをぶつけたい気持ちでいっぱいだつた。弘一は、当初、一人で病院に出向いて説明を求めることも考えたが、医学の知識が全くない弘一が、一人で被告病院を訪れても、病院側に丸め込まれてしまうのではないかと考え、仲裁に入ってくれる公の機関がないかどうか調査をした。

まず初めに、同年一〇月七日、弘一は第二東京弁護士会の消費者問題対策委員会が開設している「医療被害一一〇番」を訪れた。弘一は、「弁護士に相談すればきっと何か良い案が浮かぶだろう、弁護士という法律の専門家なら素人には考えつかないような名案を持っているのだろう」と非常に期待をして、弁護士会館へと出かけた。しかし、弘一が担当弁護士にこれまでの経緯を報告すると共に、被告病院に対し望んでいる内容を説明したところ、担当弁護士は、「現在がよければ、もう過去のことなんかはいいじゃないですか。争つても勝ち目はないし徒労に終わるだけですよ。私だつたらそんな無駄なことしないで家でビールでも飲んでくつろいでいますよ：」

と信じがたい言葉を吐き、薄笑いを浮かべ、全く取り合わなかつた。弘一は、そのような弁護士の態度を目の当たりにし、押さえがたいほどの激しい憤りを覚えると共に、弁護士への信頼感を大きく崩した。病院だけでなく弁護士に対しても強い不信感を抱いた弘一であつたが、帰途、弁護士会館の一階で「第一東京弁護士会仲裁センター」という機関があることを知り、同年同月一二日、同機関に電話をしてみた。しかし、ここでは仲裁申立ができる段階になつていいないという理由で断られた。弘一は、もう弁護士に相談してみても結局何ら解決にはならないと考え、東京都医

療福祉相談所へ電話をして事情を話してみた。すると「健康情報センター電話相談」という機関があることとその連絡先を教えてくれたため、早速そこに電話をして、どのように対応したらいいのか相談をした。「健康情報センター電話相談」では、まず病院に対し期限を切つて内容証明郵便を送付すること、そしてもし期限までに明確な回答がないようなら調停を起こすようにとの助言を得た。弘一は、直ちに被告病院に対して内容証明郵便を出すと共に東京簡易裁判所を訪れ、病院側から明確な説明がなかつた場合に「相手に誤診を認めさせ謝罪をさせる目的とする調停」についての質問をした。そこで弘一が得た回答は、調停を申し立てるためには、ただ単に「誤診を認めろ」「謝れ」という要求は受理されないので、損害を金額に換算してその損害額を賠償して欲しいという申立の形にしなければならない、ということだった。

被告病院からの回答が期限までに来なかつた場合を考え、弘一は、早速調停申立の準備に入った。裁判所で得た知識と図書館の書籍から学んだ知識が弘一の調停に関する知識の全てであつた。弘一は、「損害を金額で提示し請求しなければ調停申立ができない」と裁判所で聞いたため、そのような形式をとり、回答期限経過後である同年一二月二二日に損害賠償金を金二〇〇万円とする調停の申立をした。弘一が考えていた調停のイメージは、相手方である病院関係者もしくは担当医が調停に出席し、診断・治療に関する説明をしてくれ、公平な第三者の下で医療過誤の有無について話し合いをし、話し合いを聞いていた公平な第三者の判断を仰ぐというような、暖かい人間的なものであつた。しかし、実際には、相手方からは、一〇名余の弁護士の名前が連記された答弁書が提出され、第一回期日である平成一二年一月一七日にはその中の一人の弁護士が出席し、話し合いには応じられないと主張するのみであり、キミの病気に関する具体的な説明は何もなかつた。弘一は更に、同年二月二日付準備書面を用意し、その中で「申立人は……看護添書、診断書等の記載内容についてかねてから質疑応答を望んでいた。……相手方は電話では答えられないと

いう姿勢……申立人は第一回調停の場で回答を得る予定でしたが、それすら実現されていない現状であり、誠に遺憾である。」と主張し、被告病院の説明を望んだ。しかし、二回目の期日にも、相手方からは前回と同じ代理人一名が出席したのみであり、その代理人が高圧的な態度で話し合いには応じられないと繰り返し主張し、弘一が望んでいた説明は受けられなかつた。それは、弘一のイメージしていた調停とは大きくかけ離れたものであり、当該調停は二回の期日で、同年三月二二日に不調に終わつた。この時を境に、弘一の弁護士および司法に対する不信感はより強いものとなつてしまつた。

ここで、本稿を読まれる方の為に、筆者が知りうる範囲で、パーキンソン病のことについてごく簡単に記載したいと思う。①パーキンソン病の発症メカニズムを「単純化すると次のようにある。脳には基本的にパーキンソン病の運動症状に係わる二つの「神経伝達物質」がある。一つは「ドーパミン」と呼ばれ、もう一つは「アセチルコリン」という。神経伝達物質は神経細胞と神経細胞の間を流れて情報を伝える役目をしており、ドーパミンは運動の『アクセル役』、一方のアセチルコリンは『ブレーキ役』を果たしている。パーキンソン病は、そのドーパミンを作つている脳内の「黒質」という神経細胞が壊れしていく。その結果、パーキンソン病では「ドーパミン欠乏」という状態が生じてくることになる。一方、アセチルコリンは大脳の「綿条体」というところにある神経細胞が作つていて、こちらの方は量が変わらないので、アセチルコリンがドーパミンに比べ、相対的に過剰になる。つまり、運動のアクセルが弱くなつて、ブレーキの作用が強い状態となり、運動障害が起ころる。②パーキンソン病は身体を動かすことがうまくできなくなるのが特徴だが、安静時に手足・顎などが小刻みに震える「振戦」、身体が動かなくなつたり動作が遅くなつたりする「無動・寡動」、間接がこわばつて、動きが悪くなる「筋固縮」、姿勢が前屈みになり、すり足・小刻み歩行・すくみ足・転びやすいなどの「姿勢・歩行障害」が四大症候である。③アクセル役のドーパミンの補充をしな

ければ症状は決して改善しないが、補充の仕方が少々ややこしく、ドーパミンを直接投与しても、血中に入つたドーパミンは脳内では血管から外に漏れず、脳の神経細胞に達しないため、ドーパミンに変化する前の「L・ドーパ」という前駆物質を投与する。L・ドーパは脳の関所を通り抜け、神経細胞に達しドーパミンに変わる。（以上、平成一年一月四日、毎日新聞「パーキンソン病」より抜粋）

三 訴訟に向けての打ち合わせ

Aは、弘一から電話を受けた後、初回打合せまでの間に自分のなすべき仕事は、電話による弘一の話の中から訴訟に必要な内容を整理しK弁護士に報告すること、問題となるパーキンソン病を理解するに必要な文献・資料を収集し整理することであると認識した。特に、本件においては、弘一の怒りや弁護士に対する不信感が大きかつたので、それらを取り除かないと認識した。特に、本件においては、弘一の怒りや弁護士に対する不信感が大きかつたので、同作業は不可能であると考えた。そこでAは、事実関係ならびに弘一の希望を簡単な書面に整理しK弁護士に報告した際、この書面が弘一との打合せにも使われることを念頭に、病院や弁護士に対する弘一の気持ちも充分に汲み入れた書面になるよう心がけた。K弁護士は、Aに対し、パーキンソン病とはいかかる病気なのか調べ、また、調べがついたら当事者と打ち合わせをする前に、Aと二人で簡単に事前打ち合わせの時間をとりたい旨指示を与えた。Aはパーキンソン病について弁護士会館内の図書館で文献を検索し、弘一から電話で聞いた事案をまとめた書面と共にK弁護士に提出し、パーキンソン病に関する認識を確認しあうと共に争点となるであろう点につき簡単な打ち合わせを済ませた。

K弁護士とAは、被告北山病院のカルテや看護記録をまだ見ていなかつたが、パーキンソン病の進行は非常に遅く

年単位で進行することが文献から明らかであつたため、原告である井上キミが訴外江東病院に転院した平成二一年六月に、パーキンソン病それも重度のパーキンソン病であると認定され、現在もパーキンソン病の治療を受けていることに間違いがないのであれば、北山病院に入院中もおそらくパーキンソン病に罹患していたであろうことは容易に推測できた。

平成一二年三月三〇日、初めての打ち合わせの日、弘一はやや緊張した面もちで、約束の時間ぴったりにK事務所を訪れた。Aはできるだけ弘一の緊張がほぐれるように注意して弘一に対応するよう心がけた。

弘一「初めまして、井上弘一と申します。この度はお忙しいところ、お時間を割いていただきて申し訳ありません。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。」

K「初めまして、弁護士のKです。それから、この事件を担当することになる秘書のAです。よろしくお願ひします。」
A「お電話でお話しさせていただいたAです。よろしくお願ひいたします。先日お電話でお聞きしたことをとりあえず書面にまとめてみましたが、大まかな点で間違いがないかどうか確認していただけますか。」

弘一は、AがK弁護士に報告したのと同じ書面を手に取り一字一句見逃すまいとするように読んでいた。

弘一「間違いありません。電話で話しただけで、こんなに正確に理解していただいているとは思いませんでした。ありがとうございます。ただ、電話で全てをお話しできたわけではないので、今日はもつと詳しく事実を整理したものを持参いたしました。それから、先日電話で指示をされた調停の資料、それに伴つて相手方から提出されたカルテ・看護記録などを持参いたしました。」

A「この資料はお預かりしてよろしいんでしょうか？」

弘一「どうぞ、預かっていただいて結構です。私は他にコピーを持つていますので、ゆっくりと調べていただいて結

構です。」

Aは、医療過誤訴訟の実体に關し、問題となり易い過誤の種類、勝訴率、判決確定までの平均期間、損害賠償請求金額に対する平均的認容額の割合等を具体的な数字を示しながらできるだけ分かり易くていねいに弘一に説明し、医療過誤訴訟が他の損害賠償請求事件に比べ長時間を要すること、それにもかかわらず得られる賠償金額が低い傾向にあることについて説明をした。

A「…………ですから裁判にしたとしても、判決が出るまでに時間がかかると思いますし、仮に勝訴したとしても弘一さんが調停で請求された金額が認められるのは難しいかもしませんよ。」

弘一「賠償金の額はどうでもいいんです。もともと、お金が欲しくて調停を起こしたわけではないので…お金に換算しないと申立ができないと言われたのであるような形をとったにすぎません。今までの病院側の態度に關し、私たち家族が非常な憤りを感じているということを、調停の場にも出てこない病院側に認識してもらいたいんです。そして、母が北山病院に入院中、パーキンソン病に罹っていたということ、それを発見できなかつたことについては北山病院に非があるということを認めさせ謝罪して貰えればそれでいいんです。そして…できることなら北山病院に社会的制裁を与えるたいと思います。でも…裁判には多額の費用がかかると聞いていますし…母の看病のため、現在私は仕事から退いており収入がありません。母の年金と、同居の弟が入れてくれる生活費、そして私が働いていた時の貯えとで生活をしている状態です。ですから、先生にお支払いする費用が充分に用意できないのですが、何か公的に扶助してくれるような機関があれば紹介頂けないでしょうか。」

K「公的扶助の制度というのもありますけれどねえ…でもまあ、お金のことはそれほど心配しないで大丈夫ですよ。それより、この仕事を引き受けるにあたっては、北山病院のカルテや看護記録をもう少し詳細に調べてみないといけ

ないですね。弘一さんのおかあさんが北山病院に入院中パーキンソン病に罹っていたことは間違いなかつたとしても、北山病院がおかあさんのパーキンソン病を発見できなかつたことについて北山病院にミスがあると言つてることができるかどうかを考えてみましょう。」

弘一が調停の際に請求した損害賠償金二〇〇万円の根拠は、①被告病院は、原告がパーキンソン病に罹患していることを看過して骨粗鬆症の治療をしていたのであるから、その治療は全く無駄であつたといえる。また、被告病院が原告のパーキンソン病を診断し難病の認定がなされていれば、補助金が支給され、医療費、薬代等は無償になつたはずである。したがつて、原告が被告病院に支払つた医療費等を全額返還して欲しい、②入院期間中に弘一を含む原告の家族が看病の為病院に通つた際にかかつた交通費等を返還して欲しい、③原告が訴外江東病院に転院してから、身の回りのことが一人でほぼできるようになるまでに訴外江東病院に支払つた医療費等を返還して欲しい（これは、もし被告病院でパーキンソン病が認定され治療がなされていれば、原告が退院する頃には一人で身の回りのことができるようになつたであろうと推定され、訴外江東病院に転院するまでもなく被告病院から退院できており、したがつて訴外江東病院に治療費等を支払う必要はなかつたであろうという理由からである）、④原告は被告病院入院中の全期間にわたりオムツを使用していたこと、また抗パーキンソン病薬を使用しなければ絶対に効果があらわれないリハビリを無理強いさせられたことにより、肉体的・精神的苦痛を負わせられたこと等について、慰謝料を支払つて欲しい、というものであつた。

弘一は、自ら簡易裁判所に出向き調停について尋ねたときに、「金額に換算して請求をするように」と教示されたために以上のような請求の仕方をしていた。しかし、弘一の本来の目的は、①被告病院に誤診があつたことを認めさせると共に謝罪をさせたい、②できるならば被告病院に何らかの社会的制裁を加えたい、という二点であつた。そし

て、損害賠償の金額については特に多くを望んでいなかつた。以上のような内容の会話が交わされた後、損害賠償請求額について、K弁護士と弘一との間で次のようなやりとりがあつた。

弘一「北山病院は、母の病気であるパーキンソン病を診断することもできなかつたし、寝たきりの症状を改善させることもできなかつたので、病院に支払った費用を全額返して欲しいと要求することはできますよね。」

K「でも、あなたのおあさんは、階段で転倒して頭を打ち、それを原因として歩けなくなつたんでしょ」

弘一「いいえ、違います。前々から手指に震えがあり、一人で歩くこともおぼつかなかつたんです。病院に行つて診てもらおうね、と勧めていたんですが、父が一度入院したらそれきり帰宅することができずに亡くなつたことが強く記憶に残つていたらしく、病院に行くことを嫌がつていたんです。そうしたら、階段で転んでしまつて…」

K「転んですぐに動けなくなつたんですか」

弘一「いいえ、違います。打ち身はあつたようですが、二～三日は何とか自分でトイレに行つたりしていました。その後、突然歩けなくなつたんです。」

K「北山病院に入院して、少しは症状が改善したんでしょう。あなたが病院に慣りを覚えているのは、パーキンソン病の診断ができなかつたということについてでしよう。転倒して頭を打つたと言つて病院に行けば、普通、病院はCTを撮つたり、痛み止めの薬を投与したりしますよね。そういう一般的検査や措置を…」

弘一「ええ。でも、母がパーキンソン病だと認定されれば医療費は免除になつたはずなんです。それなのに、医療費

を支払つたうえ、三ヶ月以上動くこともできず毎日オムツをあてられて母はどんなに辛かつたかはかりしれません。

それに、パーキンソン病の場合には、本人がどんなに頑張つてリハビリをしたとしても抗パーキンソン病薬の投与なくしては効果は上がらないんです。無理にリハビリなんかをしたら本人が辛いだけなんです。」

K 「それはわかります。でもね、よく考えてくださいよ。あなたはおかあさんを病院に連れていった時、転倒したことを医者に話したんでしょ。もし、話したのなら、医者として転倒による突発的な変化を疑ったとしても仕方がないですね。少なくとも転倒を原因とした打ち身や痛みについての検査や措置に関して医療費を返還せよと主張することは難しいと思います。北山病院に初めて連れていったときと退院した時と比べて、全く症状に変化がなかったわけではないでしょう。」

弘一「ええ。でも、ほとんどよくなつていませんでした。入院時も退院時も歩けなかつたし、症状はほとんど変化ありません。もちろん、私は素人ですから細かい検査データ等についてはわかりませんが。」

K 「もう一度言いますよ。もしあなたがおかあさんを他の病院に連れていったとしても、おかあさんが転倒したことを見せば、医者は何らかの検査をしたと思いますよ。ですから、被告病院に対し医療費の全額を返還せよという請求はできないと思いますよ。」

弘一「……………わかりました。でも、北山病院が母のパーキンソン病を診断できなかつたことは確かなことなんです。母は、北山病院に入院中よくならなかつたんです。そうだとすれば、医療費の一部を返して欲しいと要求することはできますよね。」

K 「確かにパーキンソン病は発見できなかつたし、その点ではよくなつていないかもしません。でも、全ての検査や治療が無駄だつたとも言えないと思います。どこまでの検査や治療が有用であり、どこからが無駄であつたのかの線引きが非常に難しいと思われますねえ。」

弘一の口調と言葉遣いは一貫して非常に丁寧であったが、彼の気持ちの中は病院への怒りでいっぱいであり、冷靜さを欠いているようであつた。その日の話し合いで、本件の場合には、すでに調停が不調に終わっていたこと、弘一

が公の第三者による判断を仰ぎたいと強く望んでいることが明らかであつたため、パーキンソン病に関する詳細な知識の会得、その他の準備が整い次第、北山病院を被告として、訴訟を提起することに決め、Kは本件訴訟を受任することにした。余談ではあるが、民事訴訟に対する不満の一つとして「高い（民事訴訟費用の大部は弁護士費用）」ということが挙げられているところ、Kは、弘一が長期間にわたるキミの看病のため失業中であること、その他の理由から、調査費用および実費の名目で一〇万円を預かっただのみで事件に着手した。この預り金は、パーキンソン病に関する資料や文献を揃える費用・医師から助言を受け、もしくは相談した際の相談料やお礼・送付嘱託の際に裁判所に支払ったコピー費用・訴訟のための印紙および郵券代金・その他交通費等に使用した。実際のところ一〇万円では不足であつたが、Kは実費としてそれ以上のものを請求していない。

Kは、原告の家族が抱いている感情なども交えながら懸命に訴える初対面の弘一を目の前にしながら、本件を不法行為として構成するのがよいか、あるいは債務不履行として構成するのがよいか等の法的観点から事実を捉え、また、勝敗の確率を考えると共にどの位の損害賠償金を請求するのが妥当であり、その請求金額に対してどの位の額が認容されるのか等について考えながら、打ち合わせに臨んでいた。そんな中、弘一は重ねて問うた。

弘一「先生、北山病院が母のパーキンソン病を見落としていたことがわかれれば、病院側に謝罪させることはできますよね。どのような病気なのかを発見し治療するのが病院の役目ですのに、発見することができず不適切な治療をしていたわけですから…」

K「そうですね…。弘一さんの気持ちはとてもよく理解できます。ただ、謝罪を求めるというのは、ある意味で賠償金を獲得するよりずっと難しいんですよ。病院側が最後まで誤診を認めなかつたとしても、裁判官が病院側に誤診があつたという心証を持てば、判決により賠償金の支払いを命ずることはできると思います。でも、謝罪というのは良

心の問題でしょう？絶対に間違つたことはしていないと言い張つてはいる当事者に対して無理やり謝れと命ずることは大変難しい問題を含んでいるんですよ。その辺はおわかりですか。」

A 「ええ…。それはそうですね。では、社会的な制裁についてはどうでしょうか。」

弘一「弘一さんが考えていらっしゃる社会的制裁とは、具体的にどのようなことを指すのでしょうか？」
弘一「うーん、そうですねえ。具体的に申し上げるのは難しいのですが、例えば、北山病院が医療過誤で訴えられているということが他の患者さんたちに明らかになることによつて北山病院が注意深く診察や治療に臨むようになり、母のような思いをする患者さんが減少すればと…。」

この段階で、Kは弁護士の立場から、北山病院の行つた行為のうち何についてどのような問題があつたのか要件事実を中心に極めて冷静に考えていたのに対し、弘一は北山病院にいかなる形の謝罪をさせ、どのような形で社会的制裁を加えれば母であり原告であるキミおよび家族の気持ちがおさまるのかについて感情面での納得を中心に考えていた。このように当事者が感情的になることは弘一に限つたことではなく、多く（もしくはほとんど）の訴訟当事者に見られることであり、そのこと自体に問題はないのだが、何をもつて紛争処理と考えるのか、つまり何を訴訟の到達点と考えるのかについて弁護士と依頼者との考えが異なつていたのでは、仮に法的な勝訴をしたとしても、依頼者の感情は整理されることなく、感情面での不満を残したまま紛争処理が終了されることになる。Aは、常々、弁護士が考える紛争処理と当事者が考える紛争処理の形態が異なつてゐるような状態では、紛争処理がなされたとはいえないと考えており、積極的に当事者の感情と弁護士の訴訟に対する考え方とのすり合わせをするよう努めている。

ところで、K弁護士は非常に多忙である。ちなみに、弘一からの依頼を受けた時点では、民事訴訟を二〇件程度、刑事案件を二件、その他ADRを二〇数件抱えていた。また、特に約束がなくとも、三〇件近くある顧問先から電話が

入り簡単な相談をされることが一日に何度もある。したがって、法律問題と直接関係のない点について自ら調査をすることなどはとてもできないし、当事者と充分なコミュニケーションを確保するのもなかなか難しい。そこで、本件においては、Aがそのような業務を分担することになった。

四 訴状の作成

Aは毎朝八時半頃事務所に入る。K法律事務所の始業時間は九時半ということになっているが、Aは一時間ほど早く事務所に入り、始業までの約一時間、ゆっくりコーヒーを飲みながら興味のある本を読んだり、忙しい時にはその日の仕事の手順を考えたり下準備をすることにしている。大した用事がなくとも、依頼者に電話をかけコミュニケーションをはかるのもこの時間帯が多い。ゆっくり話しを聞いて欲しそうな依頼者がいても、秘書が二人しかいないK事務所では、業務時間内に話しを聞くのがなかなか難しい。そのような場合は、朝の早い時間を指定して依頼者から電話をかけて貰うこともある。本件訴訟を提起するための準備には非常に多くの時間を必要としたが、K弁護士がこの訴訟と並行して多くの仕事を抱えていたのと同じように、その秘書であるAにも多くの雑用があり、本件にかかりきりというわけにはいかなかつた。そこで、本件受任後提訴までの数ヶ月の間、Aは朝のこの一時間のほとんど全てを本件訴訟の準備に費やした。

医療過誤訴訟は、①原告側に病気に関する専門知識がないため、検査数値や治療法をも含めた病気全体に関する知識をかなりの細部にわたつて一から獲得する必要があることから、提訴までの準備に通常の損害賠償請求訴訟に比べ何倍もの労力を要し、②証拠のほとんどが被告側に偏在しているのみならず、それが改ざんされる恐れさえあり得るということから、もし証拠保全手続が必要な場合にはそのタイミングも非常に重要であり、③訴訟が係属し始めてか

ら更に詳しい知識が必要になつてくることも多い、などの理由から非常な労力を必要とする訴訟である。

Aは、まず、パーキンソン病についての詳細な知識を獲得する準備から始めた。当初、弁護士会図書館の文献から得た程度の知識で対応をするつもりでいたが、とてもそれでは足りず、厚生省に依頼し、厚生省指定の難病であるパーキンソン病の資料を入手した。訴訟の準備にどの程度の範囲のどのような知識が必要で、それを効率よく入手するにはどのような手段があるかを考えるのもAの重要な仕事の一つである。結局、厚生省から入手した資料でも用が足りず、医学書専門の書店でパーキンソン病の専門書を購入することにした。Aの知人の中にAが気安く質問ができる数人の医師がいたが、本件で問題となつている病気がパーキンソン病という発症率が比較的低い特殊な病気であったため、専門外の医師から知識を得ることはできなかつた。Aはパーキンソン病に関する簡単な解説から読み始め、次に厚生省発行の資料へと読みすすみ、最後にパーキンソン病の専門書を読むことにより、原因・症状・検査方法・進行状況・治療方法・予後・その他の知識を獲得した。本件の場合には、調停の段階すでに相手方からカルテと看護日誌が開示されていたため、証拠保全手続の必要はなかつたが、被告北山病院のカルテと看護日誌および投薬記録等の詳細をチェックすることにより、被告病院の検査や治療内容を確認し、被告病院がキミのパーキンソン病罹患を知り得なかつたことに過誤があるか否かを判断することが必要であつた。

更に、しなければならない最も大切なAの職務は、キミ・弘一らと綿密に連絡を取り合うことであつた。Aの調査が何についてどこまで進んでいるのかを依頼者に報告し、その結果に対し依頼者が何をどう考えるか訊ねることを、Aは頻繁に行つていた。その作業の繰り返しにより、弘一とAとの間に互いに信頼関係が生まれると同時に、当初、被告に対して感情的だつた弘一は、徐々に事実を客観的に見据えられるようになり、気持ちの整理ができたようであつた。AはK弁護士に、時々調査の進行状況や弘一とのやりとりを報告していたが、Aの仕事のポイントがずれ

ているような時には、Kが助言をし軌道修正をした。本件は、最初に弘一がK法律事務所に電話をした時点から提訴までに丸四ヶ月以上かかっているが、その理由は、本件がパーキンソン病というまだ未知の部分が多い難病に関する医療過誤訴訟であつたため、文献・資料が入手しにくく、入手後もその文献・資料の内容の理解がAにとって非常に困難であり、さらには被告病院のカルテや看護日誌を翻訳してそれを原告の症状と比較するという作業に手間取つたのが一番の理由である。また、弘一が、それまでの過労がたたつて体調を崩し二週間程度入院してしまったことも提訴に手間取つた一つの理由であつた。

一応の準備が終了し、訴状の作成段階に移つた。Aは、それまでの間、綿密に弘一と連絡を取り合い、A自身が弘一の気持ちを充分理解できていると自負していたため、原告が辛いと思い不満を感じていた事柄・事情および提訴に至つた理由など当事者の気持ちのすべてを盛り込んだ訴状を起案したつもりであつた。その訴状はAが準備した他の資料と共に弁護士に提出され、K弁護士による訂正がなされた後、平成一二年七月初め、依頼者宛てに送付される。そして、同年同月一三日にK法律事務所において、K弁護士・Aならびに弘一の三名で訴状についての打ち合わせがなされた。根拠は省略するが、訴額はK弁護士とAの話し合いの下、金四二〇万円と定められた。

弘一「訴状を読ませていただきました。お忙しいのにありがとうございました。」

A「弘一さんに一つ質問があつたのですが、弘一さんのこれまでの発言や記述の中にパーキンソン病の症状として『意欲がない』『消極的』『内向的』などという言葉が出てきますが、私が調べたところでは、パーキンソン病の症状として、そのような言葉が記載されている文献が見あたりません。もし、弘一の方でパーキンソン病の症状についてそのような記載がある文献や資料をお持ちでしたら、提出していただけますか。そのような症状が出るというのは何かの資料でお読みになつたのでしょうか。」

弘一「ええ…何かの本…いえ、たしか江東病院の担当医齊藤先生がそのように仰っていたと思うのですが…。今日家に帰つてもう一度資料を見てみます。」

A「お願いします。さて、訴状についてですが、もつとこの点を強調して欲しいとか、この点はこうじやないとか、何でも結構ですので意見があれば仰つていただけますか。」

弘一「大変よくできていると思います。その通りだと思います。」

K「弘一さんが初めて事務所にいらした時に、治療費の返還について、私との間で少々意見が食い違いましたけれど、訴状における損害賠償請求額の点についてお話ししておきたいと思います。訴状には、北山病院に支払った医療費は全額返還して欲しい、また北山病院で正しい診断と治療がなされていれば江東病院に転院する必要もなかつたし、パーキンソン病の認定を受けていれば医療費は無料だつたのだから、江東病院に支払つた医療費も全額返還して欲しいという内容にしてあります。しかし、これはあくまで訴状の記載内容をそのようにしたというだけで、私はこれら治療費について全額認められるべきものだと考えているわけではありません。」

弘一「私は、やはり、そのところがよく理解できないのですが…。北山病院でパーキンソン病だと認定されれば、医療費が無料になつたわけですよね。北山病院がパーキンソン病を見逃したから医療費を支払う必要がでてしまつたわけですよね。」

K「北山病院であれどこれで、パーキンソン病を認定するまでの間、検査をしたり経過を看たりする必要があります。また、認定申請後すぐに認定ができるすぐ医療費が全額無料になるわけではありません。そうなるには、多分一ヶ月はかかるのではないでしようか。それに、お母さまについてはパーキンソン病を原因としない症状の治療もなされ、検査数値が正常化している点があることも事実ですよね。ですから、どこの病院に入院したとしても全額を返

還せよという主張をすることは難しいと思います。」

弘一「…………ええ…そうですか。差額ベットについてはどうなのでしょう。」

K 「差額ベットはですね、どこの部屋を選んだかの問題であって、医療過誤があろうとなからうと、その病院の差額ベットの部屋を選んだとすれば、支払わなくてはならないものです。医療過誤があつたから差額ベット代が必要になつたわけではないので、これも被告に請求するというのは難しいと思います…。それから、医師には診察し治療をする義務はあると思いますが、だからといってそれが必ずしも障害の認定申請をする義務があるということにつながるとは限らないと考えられますねえ…。弘一さんも、もう一度良く考えてみてくださいね。」

この日、訴状に関してKと弘一との間で問題となつたのは、主に、損害賠償請求額の根拠と認容の可能性に関するであつた。とりあえず、訴額に関しては金四二〇万円とすることにし、弘一は最終的にKの考え方を理解して帰つたようであつたが、その後、次のような手紙がA宛に届いた。

「拝啓 盛夏の候、皆様ますますご健勝のことと存じ上げます。

去る七月一三日は、ご多忙の折にお時間をつくつていただき、誠にありがとうございました。帰りにはサクランボまで包んでいただき恐縮の限りです。当日はお盆の迎え火でしたので、仏前に供えさせていただいた後に、母と弟と三人でごちそうになり、美味しくいただきました。

さて、この度は訴状を前にしながらの打ち合わせにもかかわらず、私の勉強不足・認識不足等で混乱を招き、K先生とAさんのお仕事の進行を妨げてしましましたことをお詫び申し上げます。帰宅後に手持ちの資料で確認しましたところ、パーキンソン病の症状として、『意欲がない』『消極的』『内向的』等と記載のある文献は見あたりませんでした。江東病院の斎藤先生との会話の中で使つていた表現でしたが、私の不用心な発言と記述を申し訳なく思います。

医師の障害認定申請が診療契約（義務）に含まれないことのお話も、驚きと同時に、大変勉強になりました。北山病院がどうであれ、どこか一ヵ所の病院できちんとした診断治療を受け、障害認定期間の猶予を待つ必要があるという意味で、江東病院の治療費を負担させることができないことも、ようやく理解できるようになりました。（病院設備上による差額ベット代のことも仕方がないのだと。）北山病院入院中の治療・検査等の全てが無駄であつたとは断定できないので、線引きが難しく治療費返還では争えない、というお話も、冷静になれば然るべきことと思います。

私の中で憤りが高いために、あれもこれも全て請求してやらなければ気が済まないという思いがありましたので、この点を反省致しました。頭を冷やして原点に帰れば、家族側の再三の申し出があつたにも関わらず、パーキンソン病ではないという診断をし続けたことの謝罪・願わくは社会的制裁の成就が大切なことを改めて認識した次第です。正直に申し上げるならば、いつの間にか金銭的な部分に重点を置いてしまっていた自分が確かにありました。K先生とAさんが、どのような思いで依頼を引き受けてくださったのか、を思いめぐらしますと、昨日までの自分が恥ずかしくなつてまいります。

……中略……

何かお手伝いできることができましたら、どんなことでもご連絡をいただければ幸いに存じます。今後とも、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

敬具

井上 弘一

平成二二年七月一八日

五 第一回口頭弁論

本件は、弘一自らの希望により、全ての期日に弁護士・Aと共に弘一が出席している。弘一は、被告病院に対して

非常に強い不満を抱いており、また、法律相談で初めて出会った弁護士が不用意に発した言葉や調停の時の弁護士の態度などから弁護士一般（職業としての弁護士全体）に対して不信感を抱いていた。更に、調停が弘一の抱いていたイメージとまったく異なった制度であつたため、司法に対する信頼をも失っていたこと等から、自らの目で手続の進展を確認しないと安心できないと思った為である。Aはこのような弘一の気持ちを考慮し、弁論準備手続を含める裁判手続には必ず弘一に同行すると共に、手続開始前あるいは終了後に、手続に関して弘一が理解していないだろうと思われる部分についてできるだけわかりやすく説明をするよう心がけた。また、弘一から希望や意見が出された場合には、それを整理してK弁護士に伝えた。

平成一二年一〇月二日、第一回口頭弁論期日が開かれた日、弘一はいつもより早く目を覚ました。九時四五分に東京地方裁判所の一階ロビーでK弁護士およびAと待ち合わせをしていたが、簡単に朝食を済ませた後、落ち着かない気持ちで裁判所に向かった。原告本人の入院中の事情を良く知つており、訴訟の成りゆきを是非見てみたいと希望した弘一の妹とも裁判所で待ち合わせをしていた。Aと共に訴訟の準備をしてきた弘一は、その日、弘一自身がしなければならないことは何もないと承知していながらも、試験会場に向かう受験生の如く緊張していた。

一方、当日の朝、通常通り八時半に事務所に着いたAは、被告代理人からファクシミリにて送信されていた第一準備書面を目にした。第一回口頭弁論が始まろうとしているほんの一時間半前に受け取った準備書面に対し何か準備できることがあろうはずもなく、やむなく弁護士用と依頼者用の二部のコピーを作り裁判所に向かった。

東京地方裁判所六二七号法廷、午前一〇時、開廷のはずの時間になつても被告代理人は現れなかつた。苛立たしい気持ちで三〇分近く待ち、裁判所側から被告代理人に連絡した結果、被告代理人は欠席することであつた。弘一の顔は怒りで紅潮していた。K弁護士、A、弘一、弘一の妹の四人は、無言で裁判所地階の喫茶室に向かつた。

弘一「先生、こんな事が許されるのでしょうか。相手は何故来なかつたのですか。事前の連絡もなしに欠席するなんて。弁護士というのはこういうことを平氣でするんですか。」

K「そうですねえ、相手方が来なかつた理由は私にはわかりませんが、我々も欠席をすることはありますよ。でも事前に欠席の連絡を入れるようにしますけどね。まあ、その日になつて何の連絡もなく来ないというのは弁護士のマナーが悪いとは言えますね。」

弘一「私は、裁判というものはもつと厳肅な制度だと思っておりました。個人対個人では話し合いができるからこそ、裁判にしたわけですよね。裁判というレールに乗せた以上、相手が逃げたり隠れたりできないものだと思っていました。」

K「別に、逃げたり隠れたりしているわけではないと思いますよ。」

弘一「こんな事がいつまでも続いたらどうなるんでしょう。次回もその次も相手が出てこなかつたら…。」

K「そんなことを心配する必要はないと思いますよ。次回は弁論準備手続と言つて、法廷ではない普通の部屋で、相手方と当方が相対して話し合いをするということになりますので、相手が欠席では審理は進みませんからねえ。これからは裁判官の心証をとるために一つ一つ立証していくことになりますね。」

弘一「えつ！裁判官の心証…では、今日相手方が勝手に欠席したことで相手方に對する裁判官の心証が悪くなつたということがあるのですか？」

K「それはないと思いますよ。弁護士のマナーが悪いということと、この事件の勝敗についての裁判官の心証とは関係ないと思います。もつとも、こちらがわから主張しているのに相手方から全然書面が出なかつたり、欠席するようなことが間々あつたりすれば、裁判官が『何も反論できないので欠席したのではない』と考えることもあるとは思

いますがねえ：」

弘一「相手方の準備書面は何故こんなにギリギリまで出てこなかつたのですか。相手方の作戦ですか、それとも調査に時間がかかつたのでしょうか。」

K「そうですねえ。調査に時間がかかつたのかもしれないし、相手方の作戦かもしれないし、もしくは他の仕事が忙しくこの事件に取りかかれなかつたのかもしれませんねえ。」

被告代理人人が事前連絡なしに欠席したことと準備書面がギリギリに提出されたことについて、弘一は非常な驚きを示すと共に大変気分を害し、被告ならびに被告代理人である弁護士に対する感情はより一層悪化したようであつた。そのような弘一の様子を見ながら、Kはなるべく弘一の主張に同調したり、相づちを打たないようにしていた。もちろん、Kには弘一の気持ちは良く理解できだし、事前連絡なしに欠席した被告代理人の態度についてK自身も不愉快ではあつたが、弘一の気持ちをあおるような事をしたくなかったためである。

ところで、本件は東京地方裁判所民事三〇部合議係に係属したが、この日、民事三〇部における医療過誤訴訟の進行方法についての小冊子が手渡された。そこには、書証の整理の仕方を初めとして、両当事者と裁判官が共通認識の下に訴訟を進行することができるようにするための独自の規定が記されていた。また、三〇部ではプロセスカードと呼ばれる書面が、毎期日直後に原告・被告双方にファックスされ、そのプロセスカードを読むことによつて、①期日に何がなされたか、②今後の審理予定、③原告・被告の次回期日までの準備内容、④書面等の提出期限、⑤次回期日の予定等が記されていると共に、その時点での争点や書面提出期限が遵守されているかどうかが一目でわかるように工夫されている。K弁護士もAもこのような形式の書面を見たのは初めてであつた。迅速かつわかりやすい裁判を実践するために民事第三〇部が独自に工夫したものと思われるが、このプロセスカードは、裁判の進行状況を的確に知

り、書面の提出期限を簡単に確認でき、徐々に明らかになってくる争点を知るうえで、K弁護士やAばかりではなく弘一にとっても大変参考になるものであつた。

また、この日、裁判長から、キミが転院し治療を受けた訴外江東病院に送付嘱託の申立をし、カルテ・検査結果・看護日誌等を入手するようとの指示が原告に与えられた。

六 訴訟係属後の調査・書面作成・その他

（1）書証による立証

原告は、原告が被告病院入院中は勿論のこと、そのかなり以前からパーキンソン病に罹患していたことがうかがわれるにも係わらず、被告病院による誤診により原告のパーキンソン病の診断がなされず、間違った治療の結果、退院時に至つても原告の病状に改善が見られなかつた、と主張している。それに対する被告の反論は、原告が被告病院入院中にパーキンソン病に罹患していたという事実はなく、また、仮に罹患していたとしてもそれを発見することは不可能であつた。更に、被告病院の治療により原告の病状は改善した。従つて原告に損害は発生していない、というものである。被告病院が原告に対しパーキンソン病の検査を行つたが、被告は原告がパーキンソン病に罹患していないと判断し、パーキンソン病に対する治療を行わなかつた事実については争いがない。

原告が立証すべき事実は、大きく分けて、①被告病院は原告がパーキンソン病にかかっていたことを見過したことによる過失があること、②過失があるとして、被告が原告を骨粗鬆症と診断し治療したことにより支払われた費用の返還はどの程度求められるか、また、精神的慰謝料をいくら請求することができるか、の二点である。

Aは、右立証事実を念頭に、準備すべき書証を作成するにあたつて自分がなすべき具体的な事項について考えたが、

①パーキンソン病について、特に症状・進行の速度・治療方法について文献から詳細に注意深く調べること（これは訴状作成の段階で既に終了しており、原告の如き重度のパーキンソン病にまで進行するには、一〇～一五年経過しているのが通常であり、抗パーキンソン病薬を投与しない限り如何なるリハビリをしようとも症状が軽減することはないことについての書証が提出済みであった）、②被告病院のカルテ・看護記録・リハビリ記録等から、原告が被告病院入院中にパーキンソン病が疑われる症状（典型的症状でないまでも似ていると思われる症状）が出現していなかつたかどうかをチェックすること、③訴訟係属後に入手した訴外江東病院のカルテ・看護記録・リハビリ記録等をチェックし、原告が抗パーキンソン病薬の投与を受けたことによる症状の変化を時系列にまとめることが、あると認識した。

②については、被告病院のカルテを詳細に調査した。その結果、ある部分についてはパーキンソン病の症状を記載したとも思われる部分が認められたが、それほど明確にパーキンソン病の症状を読みとることはできなかつた。被告病院入院中にパーキンソン病特有の症状が出現していたことに間違いはないと推測できるが、被告が原告に対しパーキンソン病の疑いを持つていなかつたために、それらの症状をパーキンソン病の症状として診断しなかつたものと推察される。弘一は、原告が転倒前から動きが緩慢であり家中をゆっくり歩くことぐらいしかできなかつたことを被告に伝えていたし、一つ一つの症状を細かく取り上げないまでもパーキンソン病に関する新聞記事を被告に示し、原告の症状がその症状に酷似していることを訴えていたが、被告は「骨粗鬆症」以外の病気を疑つてもみなかつたようである。

被告病院のカルテをAと共に詳細にチェックしていた弘一の脳裏に、弘一が被告に新聞記事を示し、原告はパーキンソン病に罹患しているのではないかと質問した時（平成一一年四月初旬）のことが、昨日のことのように鮮明によみがえってきた。弘一は、いつまで経つても快方に向かわない原告を目の当たりにして、母である原告が新聞記事で

読んだ難病である「パーキンソン病だつたらどうしよう」という思いと、「パーキンソン病だとわかれはある程度の治療ができるのではないか」という思いが複雑に交錯していた。弘一の質問に対し、被告は「そんなことはないと思いますが一応検査してみましよう」と簡単に応えた後、MRI検査を実施した。その結果について被告は、「原告はパーキンソン病ではない」と弘一に伝えている。ちなみに、パーキンソン病患者についてのMRI検査は、「検査の結果に異常がない」ことをもつてパーキンソン病診断の一要素としているのであるが、被告はそのことを正しく理解していないかったのかもしれない。結局、被告のカルテや看護日誌からは、パーキンソン病に見られるのと似た症状、例えば筋力低下・歩行障害・便秘・手に力が入らない・無表情等の記載を発見することはできたが、被告は最後までそのような原告の症状を骨粗鬆症に起因し、また、原告の本来の性格によるものと捉えていたようである。

③に関しては、第一回口頭弁論期日において裁判官から訴外江東病院に送付嘱託の申立をするように指示があつたため、第一回期日直後、Aが送付嘱託の申立をし必要書類を入手した。しかし、その書面の量は想像を遙かに超える膨大な量（ちなみに裁判所に支払ったコピー代だけで二万円程度）であり、また、理由は不明であるが、検査結果を除いた、カルテ・看護日誌・リハビリ記録・投薬記録・車椅子のオーダー表等に至るまでが順不同で送付されており、それらを分類するだけでも大変な作業になりそうであった。そこで、Aは弘一に手助けを求め、それらの書面を一人で整理することにした。

ところで、原告が入院中、原告を見舞うため病院に立ち寄った家族三名が、誰であれみんなで記載しあつたキミに関する看護ノートが残っていたが、被告はもとより訴外江東病院のカルテや看護日誌を判読するために、Aにとつてこの看護記録は非常に心強い味方であった。カルテ等は原則として日本語で記載されていたが、日本語以外の単語・専門用語・略語等も交じつており、判読は容易ではなかつた。Aが医学用語辞典・英和辞典等を活用したのは勿論の

ことであるが、原告の家族が書きつづった看護ノートを読み、その日にどのようなことがあったのか・医師からどのようにことを言わされたのか・原告の様子はどうだったのか、などとすることを頭に入れてからカルテを読むことによつて、判読作業をよりスマーズに行うことができた。

原告の家族三名が書きつづったこの看護ノートには、原告の辛さ、家族の悲しみ、その他諸々の感情が溢れていた。被告病院入院中のことについては、「おかあさんが暑いと言うので、氷を口に含ませてあげたら、嬉しそうだつた」「昨日の夜、ベットから落ちたんだつて…隣のベットの人が教えてくれた。今日見たら湿布をしていただけれど、どうしてそんなことになつたんだろう」「ずっと、お風呂に入れてもらつていないので、おかあさんに聞いたら、看護婦さんが忙しそうで悪いから言えないんだつて…だから、タオルを絞つて身体をふいてあげました」「理学療法士のひとが言つてたけれど、おかあさんに意欲がないからできないんだつて」、また、訴外江東病院については、「今日病院に来たら、おかあさんが一人でベットに腰掛けていたのでびっくりした。もう、一人で起きられるようになつたんだつて」「一人でポータブルトイレを使えるようになつたんだつてよ」「今日、斎藤先生に呼ばれた。家を少し改造すれば退院できるつて」等々の記載を、カルテと合わせながら読んでいくと、Aの頭の中には、原告の病院生活が浮き彫りにされてくるようであつた。大学ノート一冊いっぱいに詰まつた家族の感情を、Aはなるべく多く汲み取り、それらの感情を、訴訟のレールに乗せられる形に変えながら整理をしていった。当然のこととはいえ、原告が訴外江東病院入院時に、既に重度のパーキンソン病に罹患していたこと（更に正確にいうなら原告がまだ被告病院入院中に、被告から外出許可を得て訴外江東病院の外来で診察を受けた時点ですでにパーキンソン病と診断されていた）と、抗パーキンソン病薬の投与により劇的に症状が軽減し約二ヶ月間の治療で日常生活動作の可能範囲が著しく広がつたことは、訴外江戸川病院のカルテに明確に記されていた。その中から、立証をするために特に重要な部分を力

ルテや看護日誌から抜き出し、重要な部分には赤線を付し、更に翻訳をつけた。

Aは、弘一ら家族が書いた看護ノートを読み、弘一の話しを充分に聞くことを繰り返しながら、そして一つ一つ間違いないかどうかを弘一に確認しながら書証を作成していくが、弘一はこのような共同作業に積極的に参加したことにより、裁判の勝敗を決めるポイントは何であるのかを知り、それと共に、初回打ち合わせの時にはただひたら被告に制裁を加えたいと感情的になっていた気持ちに少しづつ変化が現れ、徐々にではあるが冷静さを取り戻していった。

パーキンソン病に関する調査は、訴状を提出する前に、そのほとんどを終了していたが、訴状提出後に訴外江東病院のカルテを読んだAには、一つだけどうしても納得できない点があった。当該カルテには、「!」の記号と共に、原告が治療を受け始めた次の日に起きあがることができるようになるなどとの記載がある。数ヶ月間寝たきりだった患者が、たった一日の投薬で起きあがることができるようになるなどということは、Aにとってとても信じられないことだった。弘一に質問してみたが、「ええ、たしか、そうだったと思います。それで私たちもびっくりしたんだと思うんですが…」と、少々頗りなげな回答だった。色々な文献を読んだが、抗パーキンソン病薬を何日飲めば、どの程度からどの程度へと症状が軽減するのか具体的な記述のあるものはなかった。Aは、具体的な薬の効き方を確認したいと考えていたが、弘一が持参した資料の中に、「パーキンソン病友の会」という機関が発行した小冊子があるのを発見し、そのパーキンソン病友の会に電話連絡を試みた。そして、その責任者に本件訴訟について説明をし協力を求めたところ、快く引き受けてくれたため、原告に関する資料を持参の上、K弁護士と共にパーキンソン病友の会を訪れた。この機関は、パーキンソン病の患者だけで運営されており、患者や家族のために小冊子を発行したり、患者や家族の色々な悩みや質問に答えたり、難病認定の手続の簡素化・迅速化を厚生省に働きかけたり、その他パーキンソ

ン病患者のための諸々の仕事をしていた。K弁護士が、挨拶をし、訴訟について簡単に説明した後、Aは一番気にかかつていたことを質問した。

A「私がこの患者さんの病状に関し非常に疑問に思つてるのは、他の病院に入院中三ヶ月以上も全く寝たきりだつたのに、この病院に転院して抗パーキンソン病薬の投与を受けた次の日に、要するにたつた一日の薬の投与で、ベットの手すりに掴まって起きあがれるようになつたなんて…そんなことが本当にあり得るのでしょうか。」

責任者「ええ、充分あります。それこそ、パーキンソン病の特徴ですね。『レナードの朝』という映画を観たことがありますか。ずっと寝たきりだった人が、ある薬を飲んだところ、次の日に歩いて去つていったというストーリーなんですがね…。あれはパーキンソン病患者のことを描いているんですよ。あれがパーキンソン病に典型的な薬の効き方なんです。」

A「へええ、そうなんですか。私は普通に考えてちょっと信じられなかつたもので。」

責任者「そうですよね。常識では考えられない効き方をするんですよ。それとね、薬のオン・オフ効果というのが特徴なんですよ。」

A「えつ…オン・オフ効果?」

責任者「薬が効いているでしょう…その時には考え方方がすごく前向きで歩くのもスッスと歩けるし、何の問題もないのですがね、それをオン状態と呼びます…しかし、薬が切れてくると突然オフ状態になるんですよ、歩きたくても初めの一歩がでない、気分も暗くなってきて…地下鉄の駅なんかで突然オフ状態になるとすごく困るんです。」

K弁護士は、責任者に対し、もし必要となつたときには証言をしてもらえるかどうか尋ねたところ、責任者は快諾した。それまで、Aが最も疑問に思つていたことがこれで判明したことになる。

(2) ビデオによる現状確認

第五回弁論準備手続が終了した時点で書証はほぼ提出され、証人尋問の段階へと進むことになった。原告は本人に変わる証人として弘一を、また、被告は被告病院における原告の担当医師を証人申請することにした。更に鑑定証人の立場で訴外江東病院で原告の診察を担当した斎藤医師を原告側から申請することになった。

しかし、証人に関する打ち合わせが終了した後に、被告代理人から思いもよらぬ質問が出た。それは、本当に原告の症状は軽減したのか、本当に現在は簡単な身の回りのことができるのか、訴外江東病院を退院した時点で一時的に歩行可能になっていたとしても現在は動けないのではないか、原告が歩行可能なら何故弁論準備手続に出席しないのか、まして弘一が証人として証言するくらいなら、原告本人が出席し本人尋問をすればいいのではないかというものであつた。この点については、弘一が陳述書の中で「原告は歩行可能であるが、パーキンソン病による障害を持つているため、長時間の外出や単独歩行が難しい、また、老齢のため緊張を強いられる法廷で証言をすることは不可能である」という趣旨を述べていたが、被告代理人から原告本人の現在の状況に関する質問が出た段階で、Kは原告の現時点での生活上における日常生活動作の可能範囲に関し、裁判官の心証を得ておいた方が良いと素早く判断し、その場にいた弘一に相談することなく、次回期日までに現在の原告の生活を撮影したビデオテープを提出することを快諾した。

原告の日常生活動作に関するビデオ撮影をすると決まった次の日、朝早く弘一からA宛に電話がかかってきた。弘一は、被告代理人が今頃何故そのようなことを言い出したのか、ビデオを提出することで不利になるようなことがないのか、等につき非常に心配をしているようであった。Aは、被告代理人が原告の様子を知りたいと思うのは、原告を一度も見たことがない以上ある意味で当然だとも言えること、原告が歩行可能である以上、原告が元気な様子をビ

デオに撮つて裁判官にみせることにより原告の主張が正しいことを裁判官に印象づけることになり、原告にとつて有利な証拠になりこそすれ決して不利なことにはならないということを丁寧に説明した。弘一は、安心したようであり、撮影当日、原告自宅の最寄り駅まで出迎えてくれることを約束した。

ビデオ撮影日までの間に、Aは数回にわたり原告本人と電話で話したことがあつたが、KもAも原告本人に会うのはその日が初めてであつた。現在原告が通院している医院の診断書やパーキンソン病の認定証等から、また、弘一からの報告により、原告の現在の病状について想像はしていたが、ビデオ撮影のため原告に会つたことにより、現状をより生々しく実感することができた。Kらは想像していた姿に比べてずっと元気な原告の様子にびっくりした。意識レベルで言えば、健常者とほとんど変わらない挨拶や会話が可能であった。日常生活動作については、①ベットから起きあがる際には手で上体を支えながら起き、ベット横の柵に掴まって立ち上がる、②歩く時には自分の意志よりも早く足が出てしまうこともあるようだつたが普通の歩行は可能であった、③階段の昇降もできた、④箸を持つて小さな煮豆を摘んでみせた等々、カメラをまわしながらナレーションをいれていたAのうわずった声が「凄い凄い、無理をしなくていいんですよ。ええつ、そんなに細かいこともできるんですか…！」と、何回も繰り返しているほどだつた。

KとAは相談の上、ビデオだけではなく、現在原告が治療を受けている医院の担当医から、原告の現在の病状や日常生活動作の可能範囲についての診断書を発行してもらおうということになつた。通常、病院で発行する診断書には、病名および必要な加療期間について記載してある程度だが、Aは特別な診断書のフォームを工夫し作成してみた。その診断書には、原告の病名はもちろんのこと、予想できる発病からの経過期間について、現在の生活可能動作について等、一〇項目以上の質問を用意し、なるべく医師の手を煩わせないよう、病名以外のことについては、単に○をつ

けたり数字を記入したりすればいいようにした。そして、その医師宛に、現在進行している医療過誤訴訟の内容と原告がおかれている立場を説明したうえ、現在治療に係わっている医師の診断書が必要な理由をしたためた手紙と共に郵送した。その際、これ以上の質問をしたり、法廷に呼び出すなど、迷惑をかけることは決してしないことを書き添えた。この診断書を送付した医師はパーキンソン病を専門として治療にあたっている医師であつたため、書証としての価値が高いと思われ、KもAも医師からの回答を心待ちにしていたが、医師からは「私は、パーキンソン病を治療することは専門であるが、それ以外のことには関わり合いたくない」との趣旨の回答があり協力は得られなかつた。

(3) 陳述書

本件訴訟が係属した比較的早い時期から、Aは弘一に対し、陳述書を準備するよう依頼した。本件の場合には、原告本人は老齢で陳述書を書くことは難しいと思われた上に、仮に陳述書を書けたとしても、証人として法廷に出廷することに耐えられないと考えたためである。Aは、弘一に陳述書の持つ意味を説明し、最初はとにかく自分の言葉で、本件訴訟に込めた気持ちをありのままに書いて欲しいと伝えた。初めに弘一が書いた陳述書は、かなり感情的なもので、そのまま裁判所に提出するには不向きであつたが、その陳述書を読むことによつて、Aは原告を含む弘一家の、被告に対する激しい怒り、持つて行き場のない悔しさ、その他諸々の感情を理解し吸い上げることができた。原告および弘一の心の底にある感情を第一稿の陳述書で理解した上で、陳述書として耐えうるものとするために、つまり法的な主張となるように、Aは弘一に対し少しずつ助言をし、何度も書き直しをしてもらつた。弘一は、初めに自分の言葉で正直に書いた文章を、少しずつ自分の頭の中で整理し違つた文章に書き直していくことにより、感情も整理されていくのを感じていた。

(4) 証人尋問

原告側が申請した証人である弘一については、準備について何の障害もなかつた。弘一は基本的に自分の考えの下で陳述書を作成していた為、陳述書に記載されていることを確認する形で尋問をすればそれでよかつた。原告の家族が原告の手の震えに気付いたのは数年以上前だつたこと、歩行困難になつたのも数年前だつたこと、それらが非常にゆっくりと進行してきたこと、手の震えが一則性であつたこと、被告病院入院中にパーキンソン病ではないかと質問したにもかかわらず検査の結果パーキンソン病ではないと言われたこと、おむつをはずして一人で排泄動作ができるよう訓練して欲しいと被告に依頼したところ原告に意欲がないので不可能だと言われたこと、これ以上症状が軽減しないことを前提に介護が必要な人の為の老人ホームへの入所を薦められたこと、被告病院入院中に訴外江東病院を外来受診した際すぐにパーキンソン病の診断がなされたこと、訴外江東病院に転院後速やかに症状が回復したことなど、時系列に事実を聞くことにした。

鑑定証人の立場として申請をした訴外江東病院の齊藤医師は、東京近郊の他の病院に転勤していたが、Kが転勤先に電話をし、事件のことを説明した上で証人として出廷して欲しい旨を伝えた。齊藤医師は原告のことをよく覚えており、証人として出廷すること、それに先立ち打ち合わせをすることを承諾した。KとAとは、鑑定証人としての齊藤医師にどのようなことをどのような順序で質問していくか、それまでの書証や文献を読みながら検討をしていた。Aが齊藤医師からの電話を受けたのは打ち合わせ予定日のおおよそ一〇日ほど前であった。K弁護士が外出中だつたため、Aが電話を受けることになった。

齊藤「先日お話しがあつた、井上さんの裁判の証人の件なのですが…」

A「はい。お忙しいのに、まして遠方ですのにお引き受けいただきて、ご本人も大変感謝されていました。どうもあ

りがとうございます。」

斎藤「それが…大変申し訳ないのですがお断りしたいんです…。」

A「えつ…どうしてですか。もし、打ち合わせの日もしくは証人尋問の日が都合が悪いとおっしゃるんだったら、何とか他の日に変更するよう調整してみますが。」

斎藤「いいえ、都合が悪いわけではなく、とにかくいつなら引き受けられるという問題ではなく、証人として法廷に出来るのはお断りしたいんです。」

A「そうですか。わかりました…。ただ私どもも裁判所に斎藤先生が出廷して意見を述べてくださるということを、既に届けてありますので、何故出廷できないのか、理由だけでもお聞かせ願いたいのですが、いかがでしようか。」

斎藤「実は…お話ししていいかどうかわからないのですが…ええと…その…江東病院の方から私に連絡が入りまして、北山病院と江東病院とは距離的にも近いですし…ええと…法廷に出て北山病院に不利になるようなことを証言しないようにと…私も勤務医ですので…同じ系列の病院間で転勤を命じられることもあり、やはり、あまり逆らえない状況にあります…。」

A「…………うですか。別に北山病院に不利になることを証言してくださいと申しているのではなく、斎藤先生が診た井上キミさんの病状とその治療方法についてお話しを聞かせていただきたかつただけなのですが…そうですか…もしかしたら後ほど弁護士からもう一度お電話をさせていただくかもしれません。先生のお気持ちは充分理解いたしましたので伝えておきます。」

斎藤「もう、弁護士さんからはお電話頂かなくても結構ですので、とにかくよろしくお伝えください。」

Aは電話を切った後しばらくボーッとしていたが、法廷から戻ったKに斎藤医師との会話の一部始終を話した。K

は少し考えた後、受話器に手を伸ばした。

K「先程秘書のAに電話を頂いたようで、内容は聞きました。要するに被告に関する不利な証言はしたくないという趣旨ですよね。」

齊藤「はい、そうです。それに証人になることも辞退したいんです。」

K「先生のお気持ちはわかるんですがねえ、民事裁判で証人として申請を受けた場合には、証人として出廷するのが国民の義務なんですよ。」

齊藤「国民の義務？」

K「ええ、そうなんですよ。国民の義務です。ですからあなたにはどうしても法廷に来ていただかないとなりません。ご迷惑で申し訳ないとは思うのですがねえ。」

齊藤「ああ、そうですか、じゃあ仕方がないですねえ。では、証人尋問の当日にはうかがいます。でも、北山病院の田宮先生がなさつた治療の内容について、意見を述べることはできませんので、それでもよろしいですか。」

K「ええ、結構です。先生の知識と経験の範囲で事実だけをお話していただければ結構です。」

齊藤「わかりました。では、当日直接裁判所にうかがいます。」

K「打ち合わせをしたいんですけど…。」

齊藤「ええっと…とにかく、江東病院の方から、なるべく、この事件には深く関与しないようにと…。」

K「私のいうことをよく聞いて冷静に考えてくださいね。あなたにはご迷惑と思いますが、とにかく証人尋問には証人として出廷していただくことになります。証人尋問というのは時間が限られています。我々はその時間内で証人から必要なこと全てを聞き出す必要があります。あなたは被告にとって不利になるようなことは話せないけれど、自分

の知識や体験は話せるのですよね。そうだとすると、原告である井上キミさんの症状や治療方法について事前に整理して思い出しておいたり、我々があなたの知識のうちの何について質問するのかを知つておいたほうが証言しやすいのではないでしようか。我々は事前にあなたに会つたからといって、原告にとつて有利な証言をして欲しいと頼むわけではありませんし、まして、被告に関して不利な証言を求めるわけでもありません。被告にとつて不利な証言をしたくないのなら、逆に、何を聞かれるのかを予め知つておいた方が、いいのではないでしようか。決して無理に何かを証言させようというのではありません。もう一度だけお願ひします。是非、打ち合わせの時間をとつて頂けないでしようか。」

齊藤医師はKの強引かつ執拗な口調に、不本意ではあったが、仕方なく証人尋問の前にK弁護士と会う約束をした。齊藤医師が非常に多忙で時間を取りにくいうことから、齊藤医師の予定に合わせ、Kらが齊藤医師の勤務している病院に出向き、病院内で打ち合わせをすることになった。平成一三年五月七日、K弁護士とAそれに弘一も一緒に齊藤医師の勤務する病院に向かった。弘一は、齊藤医師に裁判のことで迷惑をかけたことを詫びたいとも思つていたし、弘一自身が証人尋問で答えるのに際し、齊藤医師の話を聞きながら記憶を喚起しておきたいとも思つたためである。

齊藤医師は、やや緊張し、また、多少の警戒を込めた表情で、Kらを出迎えた。

弘一「先生、母の入院中は大変お世話になりました。」

齊藤「いいえ、どういたしまして…。その後、ご様子はいかがですか？」

弘一「ええ、おかげさまで…その後も何とか元気にしております。」

齊藤「ねえ…あの時は、本当はもっと早く退院できるはずだったのに、胆石になってしまつたりして、随分長い入院になつてしまつたんですよね…。」

弘一「この度は、母のことと色々とご迷惑をおかけし申し訳ありません。こちらが今回の裁判のことでお世話になつてゐる弁護士のK先生と秘書のAさんです。」

K「よろしくお願ひします。無理を言つて申し訳ありませんでしたねえ。」

A「Aです。お電話では失礼しました。今日はキミさんの最近のビデオを持つてきました。見てみられますか?」

齊藤「ええ、是非…あら…元気そう…ああ、そうそう…あらあら、だいぶ太られましたよねえ。ああ、いいですねえ…細かいこともできるみたいだし…。はい、最近の状態はわかりました。」

K「では、本題に入りたいと思います。初めに再確認いたしますが、齊藤先生は、北山病院もしくは担当医である田宮医師の診断や治療について、意見を述べたり、回答をしたりすることはできないということですね。」

齊藤「はい、そうですね。それはできません。」

K「(b)自分の体験は話していただけるのですね。」

齊藤「はい、お話をいたします。」

K「(b)自分が学ばれた知識についても話して頂けるのですね。」

齊藤「ええ、お話をしますよ。」

K「では、(c)自身の知見の範囲で、井上キミさんに関する意見は言えるということですね。」

齊藤「うーん、意見…まあ、そうですね。」

K「北山病院の主張の中で、パーキンソン病は進行性の病気なので、齊藤先生が初診の段階で、原告がパーキンソン病に罹患していると判断したのはおかしい。もつと経過を診てからでないと判断できないはずだ、という主張があるのですが、どう思いますか。齊藤先生は、井上キミさんのパーキンソン病診断につき、パーキンソン病の一症状であ

る『進行性』については、どうお考えになつたのですか。」

齊藤「ええつ、そんなあ…だって、井上さんはもう進行しきつていたんですよ。それなのにどうやつて進行性を判断せよというんですか。私は、弘一さんに『キミさんは手の震えとか歩行障害が数年前から出ていませんでしたか』と聞いたところ、数年前からすくみ足や、なかなか第一歩がでないとか、小刻み歩行があつた、そしてそれが段々ひどくなつたとかいう話しをなさいましたので、間違いないと思つたんですね。問診だけでも進行性の疾患だということは、判断できたはずです。北山病院の先生はそういう問診をしなかつたのですか。あと…パーキンソン病の場合にはは治療的診断といって、パーキンソン病が疑われる場合に、抗パーキンソン病薬を投与してみて、それが効けばパーキンソン病だと判断するんですよ。」

K「齊藤先生が、井上さんを初めて診てすぐにパーキンソン病だと判断された根拠はどのようなことだったんでしょ
うか？決定的な決め手と言うか。」

齊藤「上肢と下肢を診て、これは動かしてみてという意味ですが、すぐにわかりましたねえ。」

K「弘一さん、北山病院の田宮先生は下肢を動かしてみたりしましたか？」

弘一「いいえ、特にどこを動かしたということはなかつたと思います。」

齊藤「パーキンソン病の診断は、上・下肢を動かしてみて判断すれば先ず間違いないんですがねえ。北山病院の先生がそれをしなかつたとしたら問題ですね。あつ、すみません。今の北山病院に関する発言は撤回します。とにかく、井上さんの場合にはすぐにパーキンソン病だと診断できましたよ。典型的症状でしたからね。先ず視診、目で見て診断するという意味ですが、診察室に入つてきたときに表情の変化がなく固い独特の表情でした。それだけでもパーキンソン病を疑つたのですが、上・下肢を動かしてみて、また固縮の状態などを見て、すぐに判断できましたよ。進行

性かどうかはパーキンソン病を診断する上で重要なことではありません。」

K 「齊藤先生は、まだお若いようですが、何例ぐらいパーキンソン病の患者さんを診てきていらっしゃるんでしょう。」

齊藤 「そうですねえ：私自身が難病の申請をしたのは一〇名以下だと思います。病気自体がそれほど多いわけではありませんからね。今は、緩和ケアセンターに変わってしまいましたから、診ていませんし…。忘れてしまっていることもあります」ともあると思うんですね…。へええ、これが最近の専門書なんですか、パーキンソン病だけの専門書ねえ…こういう本は年々研究が進み、新しくなっているんですが、みんな高いでしょう、とても新しい本をどんどん買って読むということはできないんですよ。証人尋問の際に私の知識を質問することもあると仰っていますが、最近は違う科に移つてしまつたので覚えているでしょうかねえ。ちょっと、心配です…。」

A 「よろしかつたら、この本をお貸ししますので、証人尋問の時までに目を通して頂いて、色々な事を思い出して頂いても結構ですよ。付箋が付いている部分が、裁判所に証拠として提出してある貢です。」

齊藤 「そうですか…ふーん…ああ、私もこういう本を読んで色々と勉強しましたねえ。」

K 「先生は、キミさんがパーキンソン病に罹患してからどのくらいの年月が経過しているとお考えですか。」

齊藤 「たぶん、一〇年以上は…。」

A 「齊藤先生に質問があるんですが、カルテによると、井上キミさんが江東病院に入院した日から、抗パーキンソン病薬を投与し始め、その次の日の欄に先生の字で『手すりにて起きあがり可！』と書いてあるのですが、たつた一日で寝つきりから、起きあがれるようになったという意味でしょうか。」

齊藤 「ええつと…ちょっとカルテを見せてください。そうですね、井上さんの場合には、寝つきりで入院してきて、つまり他人の力を借りなければ体を持ち上げられない、背中をベットから離すことができない状態で入院していらっしゃ

て、たつた一日の投薬でベットの手すりにつかまつて人の手を借りることなく起きあがることができるようになったんですよ。こういう効き方をするのが抗パーキンソン病薬の特徴なんです。でも、キミさんの場合には特に良く効きましたね。」

A「そういう場合には『著効』と言えるんでしょうね。」

齊藤「勿論ですよ。だつて、寝起き…全然起きあがれないんですよ、そういう人がたつた一日で、自分の力で座れるようになつたらすごいじゃないですか。そう思いません?」

A「もし骨粗鬆症の患者だつたとしたら、そういう効き方をする薬が存在しますか。」

齊藤「ないと思います。他にはないですよー、抗パーキンソン病薬は急に効くんです。でも、薬が切れると突然動けなくなつたりすることもあるんですけど…。」

A「井上さんには、骨粗鬆症の薬も投与されていましたが、歩けないほどひどい骨粗鬆症だつたのですか。」

齊藤「本来、骨粗鬆症が歩行困難の直接の原因になるということはありません。骨粗鬆症を原因として骨折し、その結果歩行困難になることはありますか…。私は、当初、北山病院で骨粗鬆症と診断されていたので、その情報提供書を信じ、そのまま治療を継続していました。そのための情報提供書ですからね。でも、その後で江東病院でも検査しています。その結果、それほど酷い骨粗鬆症は見られなかつたと記憶しています。ですから、その後は予防的な意味も兼ねてお薬を出していたのかもしれませんね。でも、申し訳ないのですが、その点については、はつきりと記憶していません。」

A「では、北山病院に入院中、それほど酷い骨粗鬆症にかかっていなかつた可能性もあるのでしょうか。」

齊藤「北山病院入院中のことは私には一切わかりません。」

K 「今日は、お忙しい中ありがとうございました。当日も、こんな感じで齊藤先生の経験と知識をお聞かせ願うだけですから…どうぞ気楽な気持ちでいらしてください。お忙しいのに本当にご迷惑とは思うのですが…。まあ、国民の義務ですし…ちょっと普通の人ではできないスリリングな経験をすると思って、裁判所見学のつもりで…」

齊藤「わかりました。では、裁判所見学、楽しみに行かせていただきます。」

齊藤医師を含む四人は、打ち合わせが終わる頃には、和やかな雰囲気に包まれていた。齊藤医師との打ち合わせを終え三人が都内に戻ってきたのは、午後九時近くになっていた。弘一と途中で別れたK弁護士とAは、体に鉛を埋め込まれたかのように疲れ切っていたが、簡単に食事をしながら今後の方針について話し合った。K弁護士らはこれまで、原告は何か重篤な病気とパーキンソン病とを併発していて、重篤な病気の陰に隠れた形になっていたパーキンソン病が発見しにくかった可能性もありうるのではないかと考えていた。しかし、齊藤医師に話しを聞くうちに、パーキンソン病に罹患していた原告の足がもつれて階段で転倒し、その際打撲を負った原告が、トイレに行くことさえも非常に苦痛に感じるほどの痛みを覚え、トイレに行く回数を減らそうと考え、水分や食物を摂らなくなつた結果、脱水症状その他を併発したのではないだろうか、そして、脱水症状が改善された後の歩行困難に関する原因について、被告が判断を誤つたのではないかと推測するに至つた。

また、原告が被告病院に入院中、骨粗鬆症に罹患していた可能性についても疑問を感じるようになつた。K弁護士は、Aに対し、原告が書証として提出していた被告病院入院中のレントゲン写真を根拠に、何らかの方法で、原告の骨粗鬆症の程度について判断するように命じた。

Aは、どうすべきか考えたが、知り合いの整形外科開業医に協力を乞うべく、被告病院入院中の原告のレントゲン写真を持参のうえ、知人の医院を訪ねた。

A 「実は、現在、医療過誤訴訟をやっているんですけどね…。協力していただけますか？」

整形外科医 「うーん…患者側、それとも病院側…？」

A 「病院側の弁護をしているんだつたら、先生の意見なんかを聞きに来ませんよ。患者側で、医学のことがわからな
いからこそ、聞きに来たんじやないですか。」

整形外科医 「ああそうだよね、ま、一般的なことならいいですよ。」

A 「ここに、レントゲン写真があるんですがね。見てください。」

整形外科医 「ああ、これ…ふーん、骨粗鬆症の検査でもしたの？」

A 「ええ、そうです。この写真だけから、骨粗鬆症についてどう判断します？」

整形外科医 「こここのね、四角く写っているところがあるでしょ。これが、少し潰れたようになつて、片側の幅が狭い台
形みたいになつていてるでしょ。正常な人は、これが潰れていない四角なのね…だから、この人は骨粗鬆症に罹つてい
るとも言えるんじやないかなあ…要するにね、お婆さんで腰が曲がっている人がいるでしょ。そういう状態だと
思うなあ。それほど酷くはないと思うけどねえ。」

A 「この程度の骨粗鬆症で歩けなくなるっていうことはあります？」

整形外科医 「骨粗鬆症で歩けなくなることはないんですよ。ねえ、この人太つてる？」

A 「ええ、かなり太つてます。」

整形外科医 「ああそう…太つてているとね、こういうふうに骨が薄く写つたりするんですよ。実際に、骨密度がそれほど
低くなくとも、太つているとねえ…どつちにしてもレントゲン写真だけじゃあ、正確な判断はできないなあ…。」

A 「この人はね、全然歩けなかつたんですが、『骨粗鬆症を原因とした歩行困難』と診断され、三ヶ月以上入院して

治療を受けていたんですよ…。もし、この人が先生の患者さんで歩行困難だったら、骨粗鬆症によるものと判断する余地がありますか。」

整形外科医「だからね、言つてるでしょ。骨粗鬆症を直接の原因として歩行困難になることはないんですよ。この写真だけから、何の病気かって言われてもねえ…。この写真を見る限り骨折はしていないし…。あのね、最近、骨密度を正確に測る機械ができるんで、レントゲン写真だけで骨粗鬆症の判断をすることは少ないんですよ。DXA法という方法でね。正確に測るにはね…。」

A「最後に、仮に、この人が寝たきりで、非常に酷い骨粗鬆症に罹っていたとしたら、薬で短期間に改善できますか。」
整形外科医「酷い骨粗鬆症の場合はね、残念ながら…改善は難しいかなあ…骨粗鬆症は治癒するというよりも進行をくい止める努力をするという感じなんでね…それに寝たきりでしうう、カルシウムは摂取するだけでなく、太陽を浴びて運動をすると吸収されやすくなるんだけどねえ。」

A「よく、わかりました。ありがとうございました。先生、医療過誤で訴えられたら連絡くださいね、お力になりますからね…！」

整形外科医「シツ！こんなところで冗談言わないでよ。待合室の患者さんに聞こえるでしょ。」

Aは当該医師に簡単なレントゲンの所見を書いて貰い事務所に戻った。弘一から聞いていた「キミに対して行われたつい最近の骨密度検査によると骨密度はそれほど低くないとと言われた」という話と、整形外科医から聞いた話しつまり、一度骨粗鬆症に罹つたら、治癒する可能性がほとんどないという話などを考え合わせ、Aは、胸の底から突き上げてくるような喜びを感じていた。事務所に帰り着いたAは、訴外江東病院で行ったという骨密度検査の結果を入手すべく、すぐさま弁護士照会の手続をとつた。もし仮に、訴外江東病院での骨密度の検査結果が正常値もしくは

それに近い数値であつたとすれば、そのこと自体が直接本件訴訟の勝敗を決することにはならないまでも、少なくとも、被告病院の検査や診断の信憑性について疑義を差し挟むことにはなるだろうと考えられたためである。得られた結果は、想像通り「井上キミの骨密度は年相応であり正常の範囲内である」とのことであつた。しかも、その検査は、Aが知り合いの整形外科医に聞いたDXA法という精度の高い検査法で測定されたものであつた。

証人尋問を前にして、以上の準備を完了し、K弁護士らは、原告が被告病院入院中にパーキンソン病に罹患していたという事実の立証について裁判官の心証を得ることはそれほど難しいことではないと考えるに至つた。

証人尋問がすぐ間近となつたある日曜日、K法律事務所で、弘一の証人尋問打ち合わせが行われていた。弘一は、非常に真面目な性格だったので、法廷の証人席に着いた場合に、通常の証人より更に緊張するのではないかと考えたK弁護士が、弘一の気持ちをなるべくリラックスさせるべく行つたりハーサルである。

K「いいですか。緊張しないで、本当のことだけを答えればいいんですよ。別に、嘘を言つて訴訟に勝とうと思つているわけじゃありませんからね……。忘れたことは忘れました、わからないことはわかりません……そう答えればいいんですよ。大体、あなたが書かれた陳述書を元に質問しますからね。」

弘一「はい、わかりました。」

K「私が最初に質問しますが、次に相手方の弁護士も質問をします。私の質問がどのような内容でどのような順番なのかについては、今日これから練習をしますし、あなたが答えやすいように聞きますから何の心配もありません。でも、相手方の弁護士は、少し意地悪な質問をするかもしれません。そんな時、絶対に逆上したりしないようにね……落ち着いて……質問の意味が分からなければそのように正直に言つてください。これは裁判官から質問された時も同じです。」

弘一「意地悪な質問ってどういう質問ですか…？」

K「うーん、具体的にはねえ、とにかく相手はあなたの証言をひつくり返したいと思つて聞いてくるわけですから…。でも、あなたの場合は大丈夫、とにかく本当のことだけを証言すればいいんですからね…。これから、練習をしますが、決して暗記しようとは思わないこと…暗記しようとする、一つ躊躇った時に後が続かなくなります。証人尋問の当日は、こんな感じですよ…というリハーサルですからね。感じだけつかむように…。大丈夫…もし忘れたり間違えそうになつたりしたら、私が答えを引き出すように上手に聞いてあげますから…。」

この日、弘一とK弁護士らとの打ち合わせは約二時間半にわたつて行われた。弘一はリハーサルにも係わらずかなり緊張をしており、それは、弘一の眞面目な性格をよく表していた。

K弁護士はAの協力の下、証人尋問の準備を行つていたが、それまでの間、事実関係についての調査をほとんどAに委せきりにしてあつた為、証人尋問の三日前になつてから、山のように積まれた書証を前に、どこからどのように尋問をすべきかと少し焦り始めていた。K弁護士とAは、丸一日を証人尋問の準備に費やし、Aがひどい頭痛を覚えながら時計を見上げた時には、既に日にちは次の日に変わつていた。

平成一三年五月一〇日、証人尋問当日についての詳細は省略するが、主尋問連続方式で、約三時間半をかけ、集中証拠調べが行われた。

弘一は証人席でカチカチに緊張していた。途中、裁判官から質問を受けた時にその緊張が最高潮に達し、真実と全く逆のことを誤つて述べ、傍聴席から笑いが漏れた。しかし、だれもがその発言は誤りだとわかるような内容であつたため、裁判官が笑いながら質問の仕方を変えて同じ趣旨の質問をするという場面もみられた。これは、弘一の生真面目さを印象づける一つの材料になつただけであり、決してマイナス材料にはならなかつたようである。

また、訴外江東病院で原告の担当医だった斎藤医師は、非常に冷静沈着に、自らの経験と知識を証言した。原告代理人Kからの尋問に対し、斎藤医師は、平成一一年五月二二日の外来初診の段階で原告が典型的で重度のパーキンソン病の症状を呈していたこと、抗パーキンソン病薬が著効を示したこと、入院から約二ヶ月で当初目標にしていた自立訓練にまで到達していたこと等を証言した。それに対し被告代理人による反対尋問が行われたが、尋問を重ねる毎に、訴外江東病院での処置がいかに適切であつたかを印象づけてしまうだけの結果に終わってしまった。

最後に、被告病院で原告の担当だつた田宮医師が尋問を受け、結果論としてだが、被告病院に入院中、原告がパーキンソン病に罹患していたであろうにもかかわらず、被告病院が誤診をし発見できなかつたことを認めた。また、Kからの骨粗鬆症に関する質問に対し、田宮医師は一貫して「原告は骨粗鬆症に罹患していた」と証言し、その田宮が「骨粗鬆症は治療をしても骨密度が正常値にまで復活するというようなことはおおよそ考えられない」とも証言していた。Kが弾劾証拠として、Aが事前に調査していた資料およびAが取り寄せておいた「原告が骨粗鬆症に罹患していないかった」との訴外江東病院での検査結果を提出し証人尋問は終了した。

七 訴訟の終了

裁判長は、かなり早期の段階から、本件事案は和解が適当な事案であることを繰り返し述べていたが、証人尋問が終了した段階で、再度、和解勧説をすると共に、原告が被告病院に入院中、パーキンソン病に罹患していたにも係わらず被告病院がそれを見落としたことはまず間違いないのではないか、との心証を開示したうえで、次回和解期日までに具体的和解案を勘案してきてはどうかと原告・被告双方に提案した。

平成一三年六月一日、第一回和解期日に、被告側は代理人に加えて病院の事務長が出席した。原告側はK弁護士と

Aに加えて弘一が出席したことは言うまでもない。被告は、保険会社と話し合いを進めており、最大で金一〇〇万円程度までなら、賠償金を支払えるかもしないので、再度話しを詰めようと思つていてる」と述べたが、被告病院の事務長は、被告病院に過失があるということを認めることについては強い難色を示し、まして被告病院名の謝罪文を書くことについては抵抗していた。それに対し、K弁護士は、原告が提訴した本来の目的は、被告病院に過失を認めさせ反省を促したいというものであつたため、賠償金については五〇万円でも一〇〇万円でも構わないが、被告の誠意ないし反省がみられない和解には応じられないと申し入れた。この日、お互に歩み寄りは見られず、第一回和解期日は和解が成立しないまま終了し、裁判長は、あと一回だけ和解期日を入れ、そこで和解が成立しないようなら判決を書く旨を双方に伝えた。

K弁護士は、第一回和解期日の後、弘一の意思の確認をした。

K「どうしましようか？　あの言い方だと、被告は一〇〇万円は支払うと思いますね。まあ、被告に何も非がないということであればまだしも、証人尋問でも担当医が自ら誤診を認めていますから、弘一さんの当初の目的である『公平な第三者の前で、被告病院がキミさんのパーキンソン病を判断できなかつたことを認めさせたい』ということは達成できたと思いますが…被告病院が反省しているかどうかについては何とも言えませんね…事務長は病院の過失を認めたくないようでしたし…。」

弘一「ええ、金額は充分です。私は、金額についてはよくわかりませんので、先生方にお任せしますが…判決を出して貰うとなると和解とどこが違つてどうなるんでしょうか。」

K「うーん、そうですね。あの証人尋問の様子だと、判決をもらつても、こちら側が勝訴することはまず間違いがありませんし、判決文の中の理由の欄には、被告に過失があつたことが記載されると思います。但し、損害がいくらあつ

たかを裁判官がどう評価するか、そして賠償金の額をいくらにするかは不明ですね。それから謝罪文ですが、判決だとするとそれもむずかしいですね…。」

弘一「そうですか…どちらがいいんでしようかねえ…。」

この日は、結論がでないまま、K弁護士は弘一に対し、良く考えてみると伝え、裁判所の前で別れた。数日後、Aは弘一に電話をかけてみた。

A「K法律事務所のAです。おはようございます。あれから、和解の件について考えてみましたか。」

弘一「ええ…。本当のところ私もどうしていいのかわからないんです。AさんやK先生に決めていただければ、決して不平を言つたりしないのですが…。私にどちらがいいかと問われても…困っています。」

A「そうですよね、難しいですよね。本当の内心まではわからないとしても、病院として謝罪文を出してくれるというのであれば、それをもつて病院側が反省していると考えていいとは思いますけれどね。」

弘一「ええ、それは勿論です。あのー、先日、K先生が、もし判決になつた場合に裁判官が賠償金をいくらぐらいにするかわからないと仰つたと記憶しているのですが、賠償金の額というのはどうやつて決めるんですか。」

A「そうですね…一概には言えないと思うんですが…例えば交通事故の場合などは、積極的な損害つまり病院に支払った治療費や壊れた車の修理代などと、消極的な損害といつて仮に事故にあわずに働いていたとしたらいくらぐらいの収入があつたかということを総合的に判断するんですけどね…。お母さまの場合に、裁判官がどの程度の賠償額を考えるかは私にもわからないですねえ。ただ、交通事故の場合に当てはめたとすると、お母さまの場合にはご高齢で収入もなかつたことから考えて消極的な侵害は少なかつたと判断されてしまう可能性はありますよね…。」

弘一「そうですか…。あのう、本当に不平を言つたりしませんから…どちらがいいか決めていただければありがたい

んですが…。」

A 「では、次回の和解期日の時に相手方の出してくる条件を見てからもう一度考えましょうね。」

第二回和解期日の前日、K弁護士は被告代理人から次のようなファクシミリを受け取った。一部省略してここに紹介する。

『……仮に和解が可能であれば、田宮個人が利害関係人として加わり、直接の診察担当者として謝罪することでご了解いただければ幸いです。病院名（被告名）での謝罪も考えられますが、……本件はもともと田宮に患者さんが急性期を乗り越えたのであるから早く退院してもらった方がよいという考えがあつたため、弘一氏からのパーキンソン病ではないかとの訴えを真摯に取り上げなかつたという点に根本原因があるとも考えられ、これは個人としての担当医の力量（個性）に負うことが多く、病院の診療体制そのものの問題ではなかなか解決つかないことから、田宮名での謝罪でご了解を得られればと考えます。病院は判決をもらい、それを以つて田宮自身に反省をしてもらつても効果は同じだろうということで、むしろ判決を希望しているのですが、田宮自身に反省してもらうには田宮自身に謝罪をしてもらつても効果は同じだろうという当職の説得で上記の形の和解をお願いする次第です。……前回和解期日で、先生から「金額は五〇万円でも一〇〇万円でも構わないが、保険会社からポンと和解金ができるからというのではなく、病院の誠意ないし反省がみられない和解には応じられない」という趣旨の回答があつたわけですが、……保険会社から一〇〇万円が出るかどうかは当然ながら現状では一〇〇%確定した事項ではなく、あくまで見込みにすぎないことをご理解いただければ幸いです。その結果、和解後の保険会社との話し合いで当然病院や担当医の負担部分が生じてくることはありえることであり、病院側が全く負担のない見込みのうえで今回の和解に応じるということではないことをご理解ください。田宮（利害関係人）の謝罪文言としては次のような文章を考えています。よろしく

ご検討ください。「利害関係人は、原告に対する診療過程において、訴外井上弘一から原告がパーキンソン病ではないかとの訴えに対し、これを真摯に受け止め適切な診断を行い得なかつたことを認め、これを謝罪する。」

平成一三年六月二六日、提訴から約一〇ヶ月を経た後「被告は原告に対し損害賠償金一〇〇万円を支払い、利害関係人が原告に対し謝罪をする」という形で、訴訟は終了した。

和解成立後、K弁護士、A、弘一の三人は裁判所地下の喫茶室で向かい合っていた。

弘一「先生、Aさん、本当にありがとうございました。気持ちの整理もつきましたし、一〇〇%満足しております。今まで、最初にお預けした一〇万円だけで精一杯動いて頂いて…どのようにお札を申し上げたらよいのかわかりません。手数料につきましては、病院側から支払われた一〇〇万円を全部先生に取つていただいて、足りない分は少しづつ働いて払います。」

K「よかったです…。私はねえ、ずっと考えていましたよ。和解金は半分ずつにしませんか。」

弘一「…？」

K「この裁判は、私とAさんと弘一さん、三人の努力と協力のもとに達成されたものです。だから、その成果も半分ずつが妥当だと考えます。そこで、私が手数料として半分貰う、そして弘一さんが半分貰う、それでどうでしょうかねえ。」

弘一「…そんなわけには参りません。先生やAさんがどんなに一生懸命やつてくださつたのか、私はよく承知しております。とても、そんなわけには…。」

K「いいじやあないですか。そうしましよう。」

弘一の目には、涙が光っていた。

八 依頼者の思い

事件が終了し、依頼者の気持ちが少し落ち着いたであろうと思われる頃、Aは弘一に電話をしてみた。弘一が希望した形での紛争処理ができたかどうかにつき、正直な気持ちを聞いてみたいと思つたためである。

A「K法律事務所のAです。ご無沙汰しています。その後お母さまの様子、どうですか。」

弘一「ええ、お陰様で何とか元気に過ごしています。」

A「今日はね、何の用事もなかつたのですが、その後、どうしていらっしゃるかお聞きしたかったのと、少し落ち着いてから訴訟を振り返つてみてどう感じていらっしゃるかお聞きしたいと思って、電話をしたんですよ。正直な気持ちをお聞きしたいんですが、結論については満足なさつてますか、そして、気持ちの整理はつきましたか。」

弘一「大変満足しています。当初は考えていなかつた賠償金も受け取れましたし、和解条項に謝罪文を入れてくださつたのもよかったです。」

A「ああ、そうですか。それはよかつた…私も嬉しいです。でもね、弘一さんが希望した形での社会的制裁は与えられたと 思いますか。」

弘一「うーん。社会的制裁というのがどういうものなのか、訴訟の最中に私も考えていましたが、具体的に考えると難しいんですよね…。本当は、新聞の片隅にでも被告病院が訴えられているという記事が出て、事件が公になり、そのことによつて病院が反省してくれれば…でも、無理ですよね。母が亡くなつたわけでもないし…」

A「ああ、そうですよね…確かに制裁というのはねえ…でも、制裁というと相手に苦痛を与えることですよね。そんなことをしたら、かえつて後味が悪かつたかもしれませんね。」

弘一「あつはつは…そりやあそうですね。私も苦痛を与えたかったわけじゃないし…それに法律は相手に苦痛を与

える為のものではないですね。」

A 「他に、何かありませんかねえ…。」

弘一「うーん…実はねえ…私は被告病院の対応に不満を感じていたし、被告病院に反省をうながしたかったんですよ。それなのに、田宮先生を個人攻撃するような形になってしまったのが、ちょっと…田宮先生が気の毒だったなと思つています。その辺が、少し私の希望とは違つた形だつたかな…。でも、本当に満足していますから…。」

その後、弘一からA宛に手紙が届いた。初めにも書いたとおり、K法律事務所では、K弁護士が事件の性質をよく考えたうえで、各事件毎に事務所職員と当事者の訴訟への係わり方を変えている。本件は、訴訟担当秘書のAが深く係わつた事件であったが、弘一が「Aのような職務をこなす人間が法律事務所に必要だ」「当事者が訴訟に参加できてよかつた」ということを感じていたようだつた為、ここにその手紙を紹介したいと思う。

『A様、

この度は、K先生と共に、母キミの事件をご担当いただき誠にありがとうございました。謹んでお札を申し上げます。私自身は、調停制度のなかで解決できる問題だらうと確信しておりましたので、その思惑がはずれて、訴訟にまで至つた（訴訟を決心した）当初には、『正当な主張をしているんだ』という自負がありながらも、『今後、どんな展開になるのだろう?』という不安もございました。しかし、K先生ならびにAさんのご尽力をはじめ、関係者皆様のご協力を得られたおかげで、心配していたよりも順調に、かつ迅速に進展したものと感謝しております。

私が抱いていた法律事務所と訴訟のイメージは、弁護士さんに全面的に任せして、弁護士さんの裁量だけで訴訟が進行し、折々に進行状態について連絡があるのだろう、というものでした。ところが、Aさんは、私が感じている相手に対する不満や訴訟に関する意向などを細かく吸い上げてくださいました。そして、それが、充分に訴訟に反映

されたと思っております。準備書面の作成にも参加させていただき、訴訟実務の一端を勉強させていただくことがで
きました。私にとっては大変な作業でしたが、問題意識を整理する上で有意義でした。私のような法律の素人が、法
律のプロと二人三脚を組ませていただいて訴訟に参加できた、という実感がございます。（注：『二人三脚』という
のは誇大表現で、実際は、私が足を引っ張ってしまい、たぶんにご迷惑をおかけしてしまった次第です。……笑……）
主張したいことを主張した上で客観的な判断が下されるならば、それがどんな結果であつても受け入れようという
覚悟がございました。それが、訴訟に参加させていただきながら納得のできる結果に導いてくださったわけですから、
申し分のない展開でございます。

現在は、過去の医療過誤のわだかまりを抱え込まずに、前向きに歩んでおります。

Aさんのお仕事は、弁護士さんのお仕事とは異なる大変さがあると存じます。そしてAさんのような存在の方がもつ
と増えて活躍をしてくださると、本当の意味で救われる依頼者も増えるのではないかと存じます。気持ちの問題が整
理できなければ、たとえ訴訟が終わっても、気持ちを切り換えることは難しかつたと存じます。そういう意味で、私
は全てを吐き出させていただきましたので、幸運な依頼者であったと自覚しております。

末筆ながら、Aさんのますますのご活躍を心よりお祈り申し上げます。

井上 弘一

平成一三年九月一八日

時間が足りず、電車の中まで辞書を持ち込み文献やカルテを調べたこと、骨粗鬆症についても詳しく調べた結果原
告は骨粗鬆症には罹患していなかつたことがわかつたときのこと、和解が成立した時の弘一の涙・色々な思い出がA
の頭の中をよぎつていつた。

九 パラリーガル？

Aつまり筆者（麻田）は、「己」のことを「パラリーガル」ではないし、それを目指すものでもないと考えている。また、近時盛んにその必要性について議論されてきた「パラリーガル」についての議論がそれほど重要なものであるとは位置づけていない。その理由の一つは、司法試験合格者数が今後も増え続け、またはロースクール構想が実現し、その多くが弁護士として登録することになるであろうことを考えれば、弁護士数は今後飛躍的に増大し弁護士を法的知識の側面からサポートする仕事が、今以上にその必要性を増すとは考えがたいためである。しかし、それ以上に重大な理由は、現在言われているような「パラリーガル」がいくら増えたとしても、それが依頼者にとっての「使いやすい法律事務所」「親しみやすい弁護士」または「開かれた司法」にはつながらないと考えるためである。

紛争処理過程の中の当事者・弁護士・「パラリーガル」の位置関係を図式化して捉えれば、まず弁護士と依頼者が横軸で結ばれた関係にあり、「パラリーガル」は弁護士の下（もしくは弁護士を中心にして依頼者と逆方向）に位置づけられるのではなかろうか。従来議論してきた「パラリーガル」は、もともと独自の立場で依頼者と連携を持つことは想定されていない。従つて「パラリーガル」の存在が使いやすい法律事務所もしくは開かれた司法という視点から見たプラス要因になるとは考えがたい。筆者は、開かれた司法を目指すため、言い換えれば当事者による訴訟の主導が可能となるようにするためには、弁護士と依頼者の間に位置し、紛争全体を把握して、依頼者と連携を持ちながら紛争処理のコーディネーター役をする新しい職域が法律事務所の中には是非とも必要だと考えている。要件事実的に事案のすべてを整理することをひたすら学び非日常的な思考方法がしみ込んでしまった弁護士ではなく、ある程度の法律知識を持ちながらも日常的な思考方法を持つ者の存在が法律事務所内には必要不可欠であると信じている。まづ、依頼者が依頼者の言葉で事件について話すのを依頼者が納得するまで充分に聞き、その中から怒り・悲しみ・悔

しさ・恨み・憎しみ・その他全ての依頼者の感情を吸い上げ、それを弁護士が法律構成しやすいようにある部分法律用語を使いながら整理する。また、弁護士が書いた訴状や準備書面を、依頼者に分かり易いまさに日常的な言葉で説明する。そして、事件係属後は、手続の一つ一つにつき、手続の持つ意味とその内容を分かり易く依頼者に説明する。そのような役割を演ずる者なくして、法律の素人である依頼者が、自分の事件について正しく理解し、訴訟に参加することができようはずはない。

事件は生きている。生々しい事件の一つ一つに込められた一人一人の訴訟当事者の思いを受け止め、その当事者が訴訟に直接参加できるように手助けすることができれば、当事者は訴訟の終了を新たな出発だと捉えられるようになるのではなかろうか。

誤解の無いように付言するが、筆者は決して当事者「出席型」訴訟が必要だと主張しているわけではない。当事者が法廷に出廷するか否かは当事者の自由であり、出廷したくない訴訟当事者や多忙な訴訟当事者までをも、無理矢理法廷に引きずり出そうとしているわけではない。そして全ての類型の紛争処理に、筆者のような職務の人間が必要だと主張するつもりもない。しかし、当事者が弁護士と共に考え、共に方針を立てたことにより、訴訟に参加し訴訟を動かしたという意識が芽生えることがプラスになる事件類型は多く存在している。事案の性質や依頼者の性格等により、法律事務所と依頼者との関わり合い方を勘案し紛争処理にあたることにより、法律事務所は、国民にとつてより開かれた存在になるだろう。

訴訟代理人としての弁護士、そして法律事務所の存在自体が、国民から見捨てられてしまうことのないよう、弁護士と依頼者間の理解をより深められるような形で法律事務所職員が積極的に事件に係わり、当事者参加型訴訟を実現し、国民にとって親しみの持てる民事訴訟の実践を目指したいと切望するものである。筆者は、本稿の中で弁護士の

仕事の仕方や物の考え方などについて、非日常的であるとか、要件事実的な思考方法しかできないなどと記載した部分があるが、勿論これが全ての弁護士について当てはまると考えているわけではない。開かれた司法に取り組もうと考え実行している多くの弁護士と共に、訴訟による対話を保障する手続の実践を目指したいと考えている。

ここに紹介した職域についてはまだ試行錯誤の段階であるが、今後の研究課題の重点は、いかにしてその汎用性を見出していくかにあると筆者は考えている。

むすびにかえて——仁木 恒夫

私（仁木）は二〇〇一年三月に麻田氏の勤務する法律事務所にうかがい、ほぼ一日参与観察やインタビューをさせていただいた。最後に、その際に作成した調査記録をもとにして、若干の感想を述べることでむすびにかえたい。

その日もその法律事務所では何件かの依頼者との面談が予定されていた。私も、依頼者との面談の様子を傍聴することを許可されて観察をおこなつた。K弁護士が依頼者と面談をする場には麻田氏も同席し、弁護士と依頼者とのやりとりから明らかになつてくる詳細な事実について記録作成をおこなう。ときおり、麻田氏からも依頼者に対する質問をしたり、相手方の事情を伝えたりしていた。麻田氏の報告にあるような、依頼者に対する弁護士と法律事務員との丁寧な応接が観察された。

法律家の仕事は「説得」であり、弁護士は依頼者に対しても「説得」しなければならない。そうK弁護士は言う。「説得」にもいろいろなやりかたがあるだろう。麻田報告にあるような、そして私が観察したK弁護士の「説得」とは、ごり押しで相手をねじ伏せるタイプの「説得」ではなさそうである。むしろ、K弁護士の「説得」とは、依頼者

が納得にいたるための回路をつくろうとすることがあるのではなかろうか。文章で正確に表現するのは難しいが、K弁護士は事件処理の方針や内容だけではなく生身の体と事務所の空間すべてをつかって、依頼者の納得をもたらすようなパフォーマンスを試みていると思われたのである。たとえばK弁護士は依頼者と接する際、穏やかに、気さくな語り口で、ときにユーモア（冗談？）を交えながら、和んだ雰囲気をつくりつつ会話を進める。

麻田氏の活動もまた、依頼者が納得にいたるまでの回路をつくろうとする活動の一部を担っている。たとえば、事件を受けてから相談ごとに明らかになつた事実を整理しながら記録し、それをもとに依頼者とのやりとりをおこなつていると言う。そうすることで、麻田氏が「その依頼者」のことをしつかり分かつて対応していることが伝わり、信頼関係ができやすくなる。また、弁護士費用がどのようにして算出されたのかを透明化するための説明表を作成したりもしている。お金の問題は依頼者にとってとても重要であることはいうまでもないだろう。私が観察した日には、共働きでも生活が厳しいくらいの収入しか入らないという女性が、債務整理の件で相談に来ていた。面談の後半にはK弁護士も加わったが、面談の前半は麻田氏が担当し、そこで現在の生活状況などについても話を聞いていた。依頼者は、「ひもじい生活をしていて、お昼も食べられない」と語っていた。そういう依頼者が相談を終えて帰ろうとする際には、麻田氏はお菓子を包んで持たせるのである。私には、麻田氏の活動も「依頼者の納得」を目指そうとしたものに思われるが、こうしたこまやかな気配りはけつしてマニュアルで実践することはできない。

麻田氏が勤務する法律事務所では、K弁護士と麻田氏との間にチームワークが確立され、「依頼者の納得」を機軸に「法律事務所として」法的サービスの提供を合理的に実践しているのである。K弁護士と麻田氏のようなチームワークは法律事務所の一つの魅力的なあり方ではある。それでは、このようなチームワークに汎用性はあるのだろうか。あるいはK弁護士のパーソナリティや麻田氏の個人的資質によるものなのだろうか。私は、ある意味で汎用性が

あり、普遍化可能であると考えている。

チームワークは、主に二つの動因によつて起動していくのではなかろうか。ひとつは、法律事務員が弁護士を尊敬し、弁護士の価値観を理解しようとすることである。法律事務員は、自分の弁護士の役に立つためにチームワークの一部として自分の仕事に励むのではなかろうか。そして弁護士に一つひとつ指示を受けなくとも、弁護士の考えにそつた実践を組み立てていくことができるようになる。ちょうど債務整理の依頼者に気配りをする麻田氏のように。またもうひとつは、弁護士が法律事務員の意欲と行動に正当な評価を与えることである。弁護士が法律事務員を信頼し、責任ある業務を担当してもらうことに加えて、報酬面などでも相応の待遇をすることが必要であると思われる。「法律事務員の弁護士に対する尊敬」と「弁護士の法律事務員に対する尊重」とが、コミュニケーションのなかで確認され、具体的な制度面で整備されることによつて、弁護士と法律事務員とのチームワークは相乗的に起動していくのではなかろうか。そう考えるのである。

ただし、チームワークの基底にある価値観やそのあり方は多様であつてよい。私は、K弁護士の考える「説得（＝依頼者の納得）」は一つひとつのやりとりや依頼者の生活全般までに目配りしたものであると感じ、そうした価値観に強く共感もした。また、「当事者の納得」を軸に「法律事務員の弁護士に対する尊敬」と「弁護士の法律事務員に対する尊重」とが確立された法律事務所は、そこを訪れる依頼者にとつても居心地のよい雰囲気をつくりだすだろう。したがつて、法律事務所におけるチームワークの活性化は依頼者とのつながりをも確かなものにすることになるに違いない。けれどもそういう法律事務所がすべてではない。また、異なる価値観をもつて法的サービスの提供をおこなおうとする弁護士もいるだろう。そういう弁護士は、そういう弁護士なりの価値観にそつたチームワークを形成すればよい。「法律事務員の弁護士に対する尊敬」と「弁護士の法律事務員に対する尊重」とがあれば、チームワーク

論 説

は可能である。今後は様々な弁護士が利用者に対して多様な「より良い」サービス提供を競っていくことが求められるのである。

※本共同研究は平成13年度石橋財団研究助成金による研究成果の一部である。